

第47回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

事 項 書

令和3年9月28日（火）

15時10分～15時30分

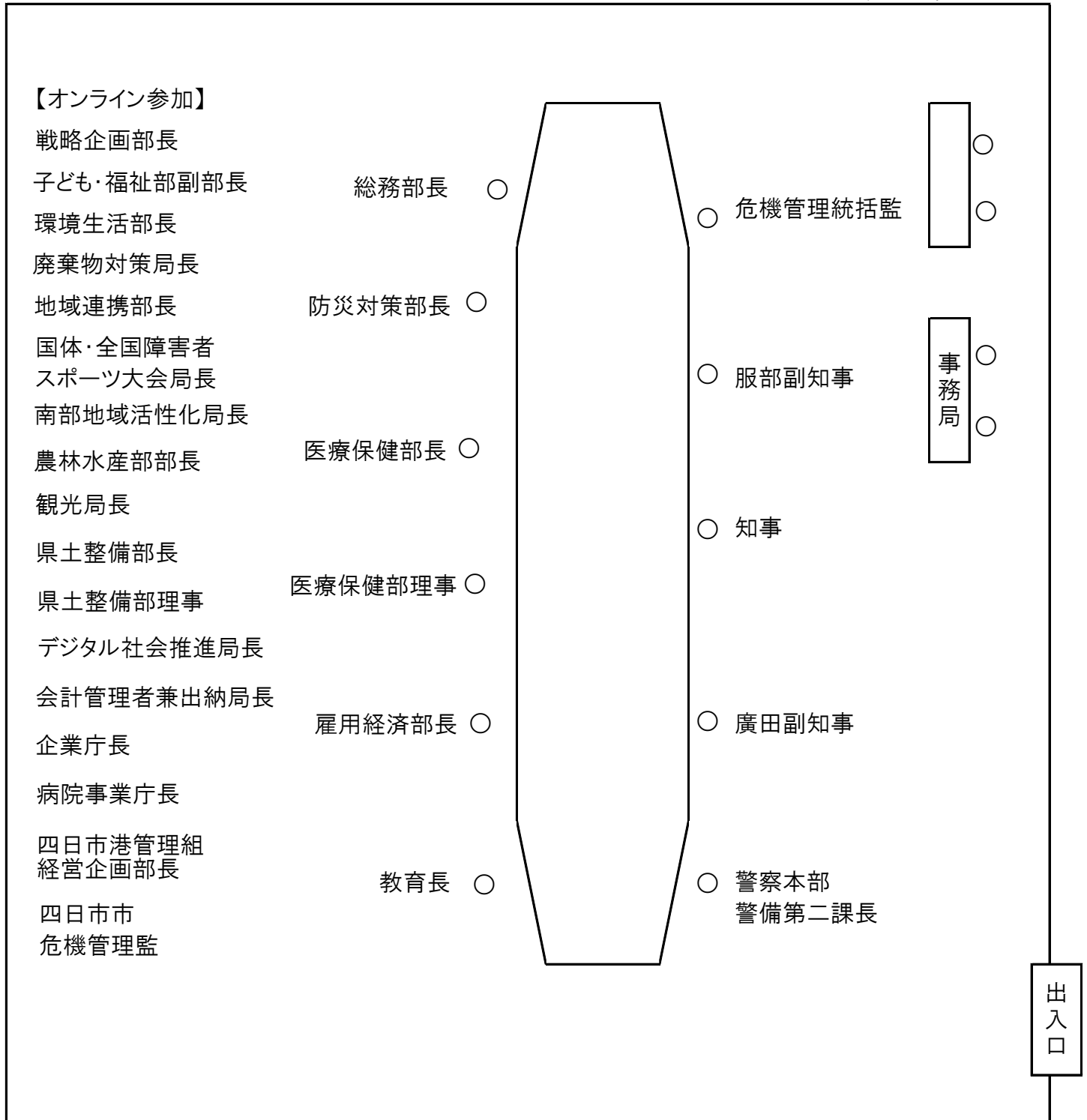
3階 プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 「三重県リバウンド阻止重点期間」について
- 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 12」の一部改訂について
- 4 本庁舎2階における新型コロナウイルス感染症（クラスター）の発生に係る検証について
- 5 各部からの報告事項
- 6 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

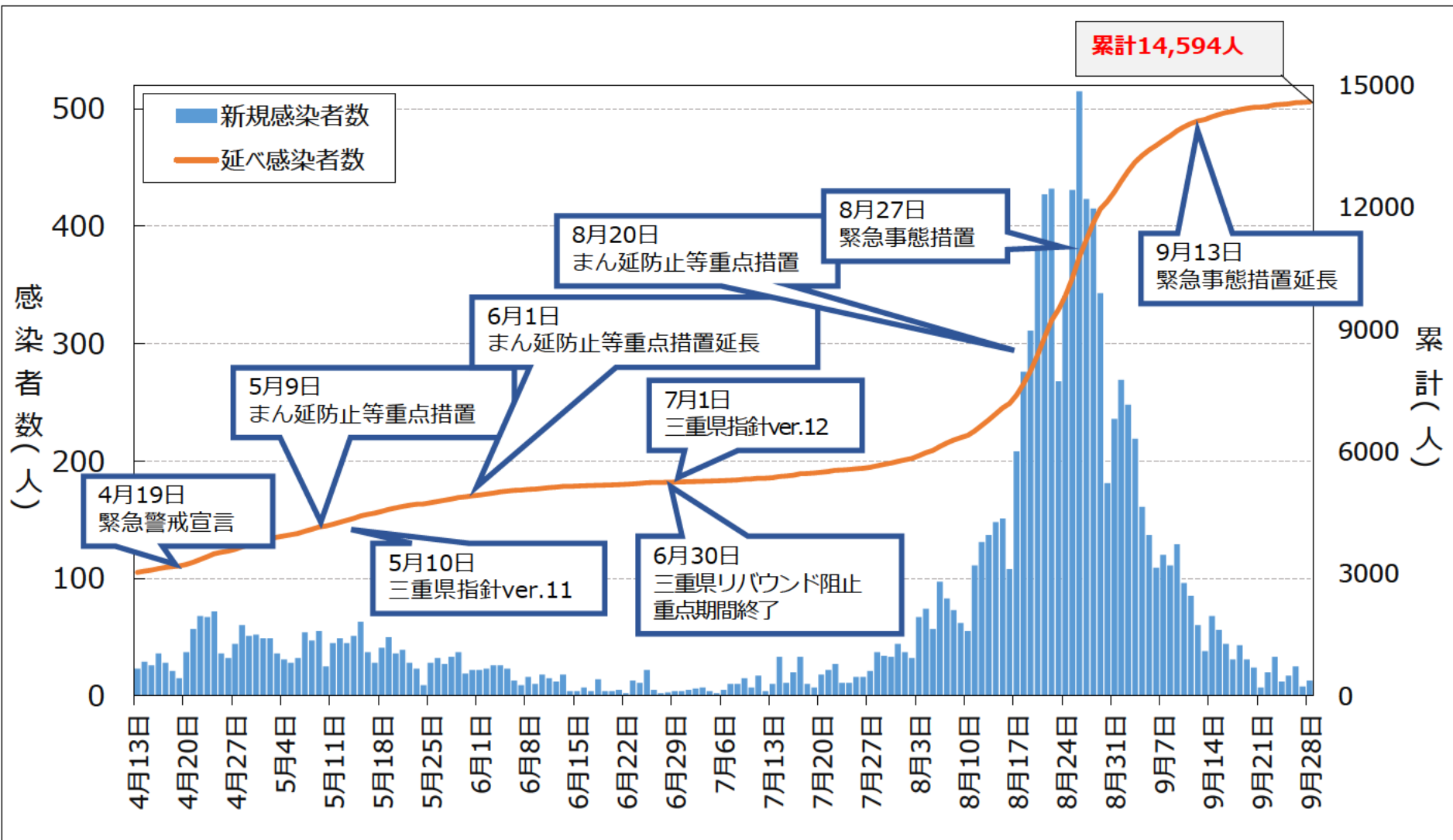
第47回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議(9月28日)座席表

プレゼンテーションルーム



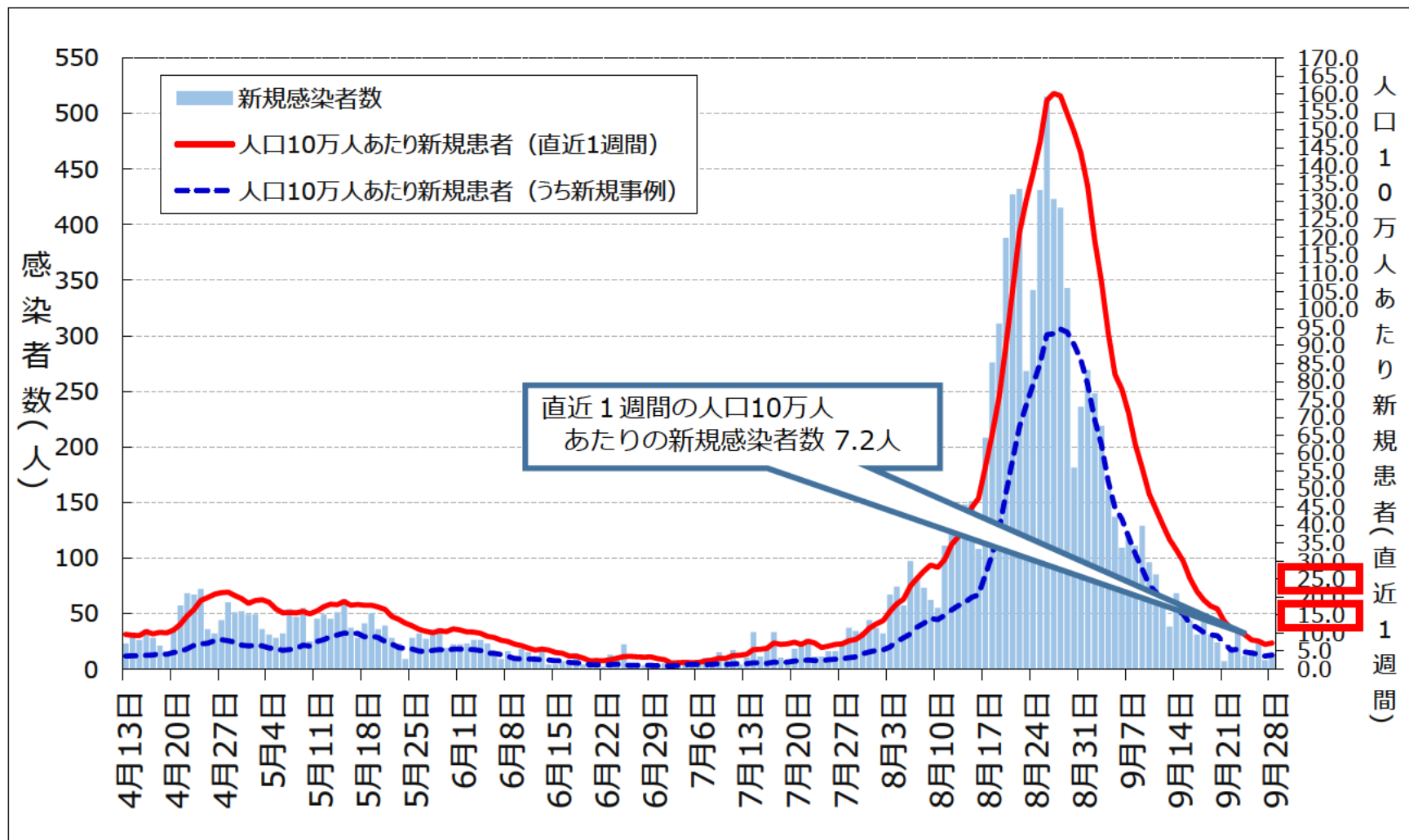
新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=14,594、R3.9.28時点)

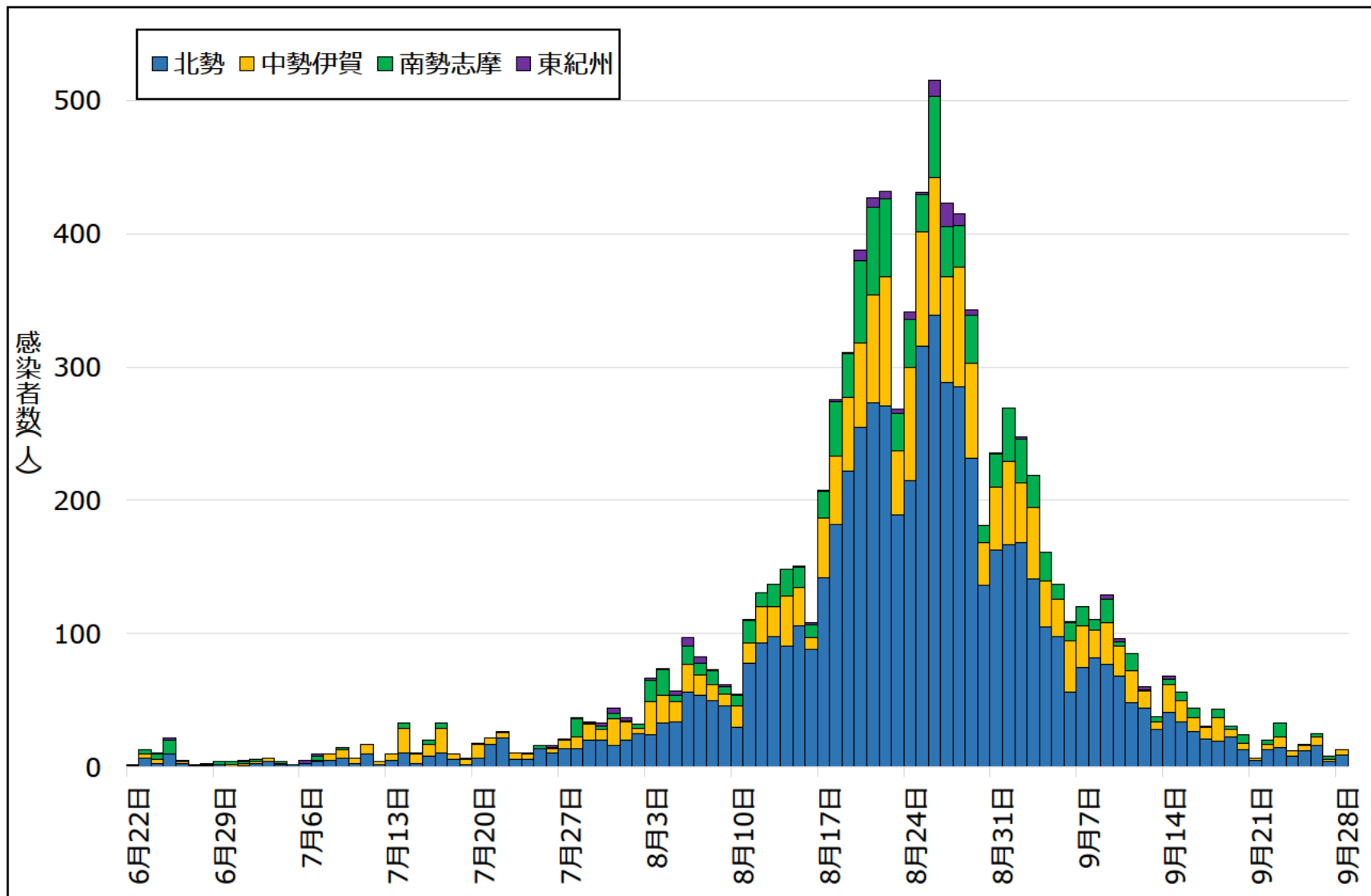


県内患者発生状況 (n = 14,594、R3.9.28時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者7.2人で、減少傾向



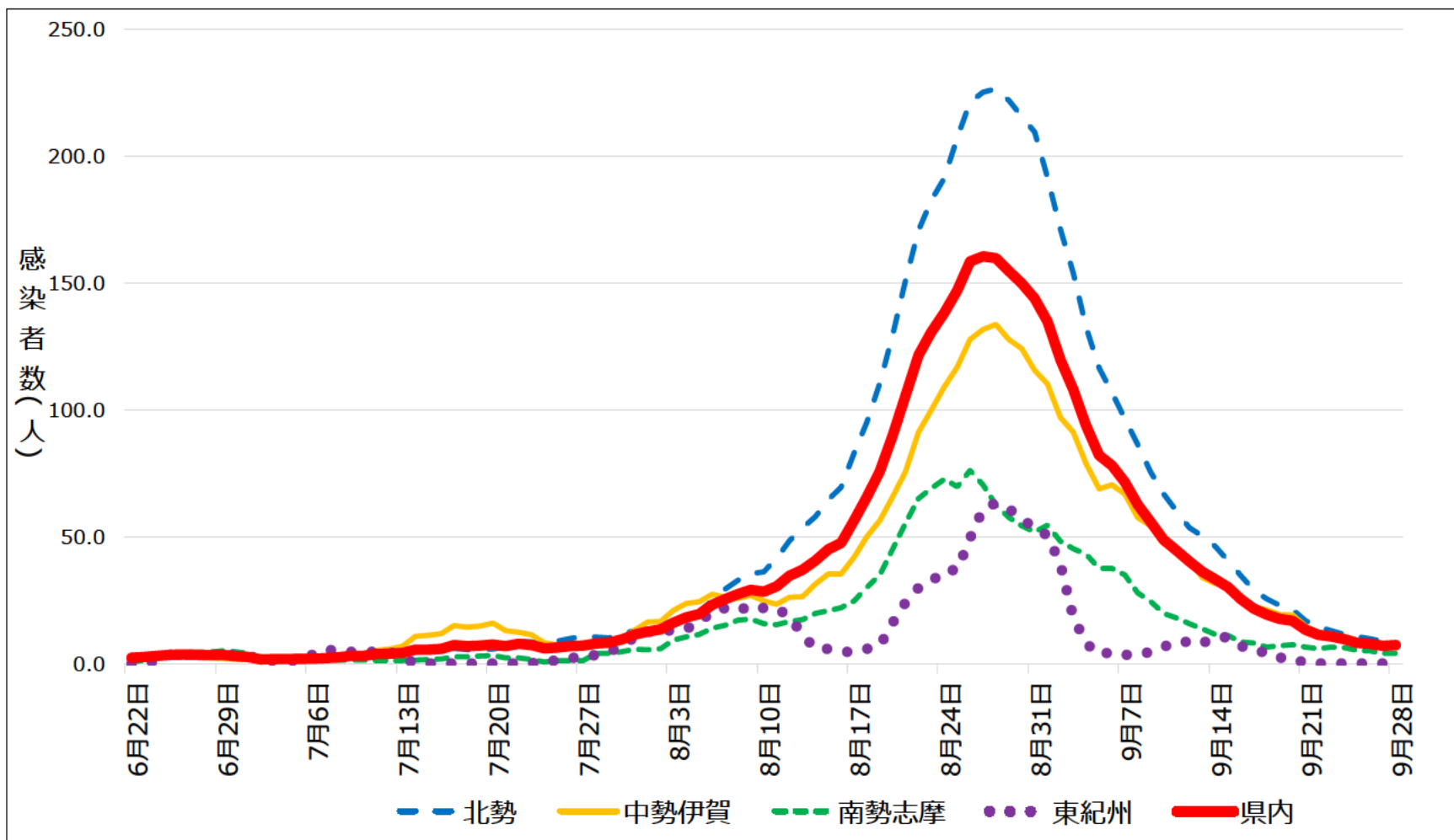
医療圏別患者発生状況（R3.9.28時点）



医療圏別患者発生状況（R3.9.28時点）

◆すべての医療圏域において、減少傾向

人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）

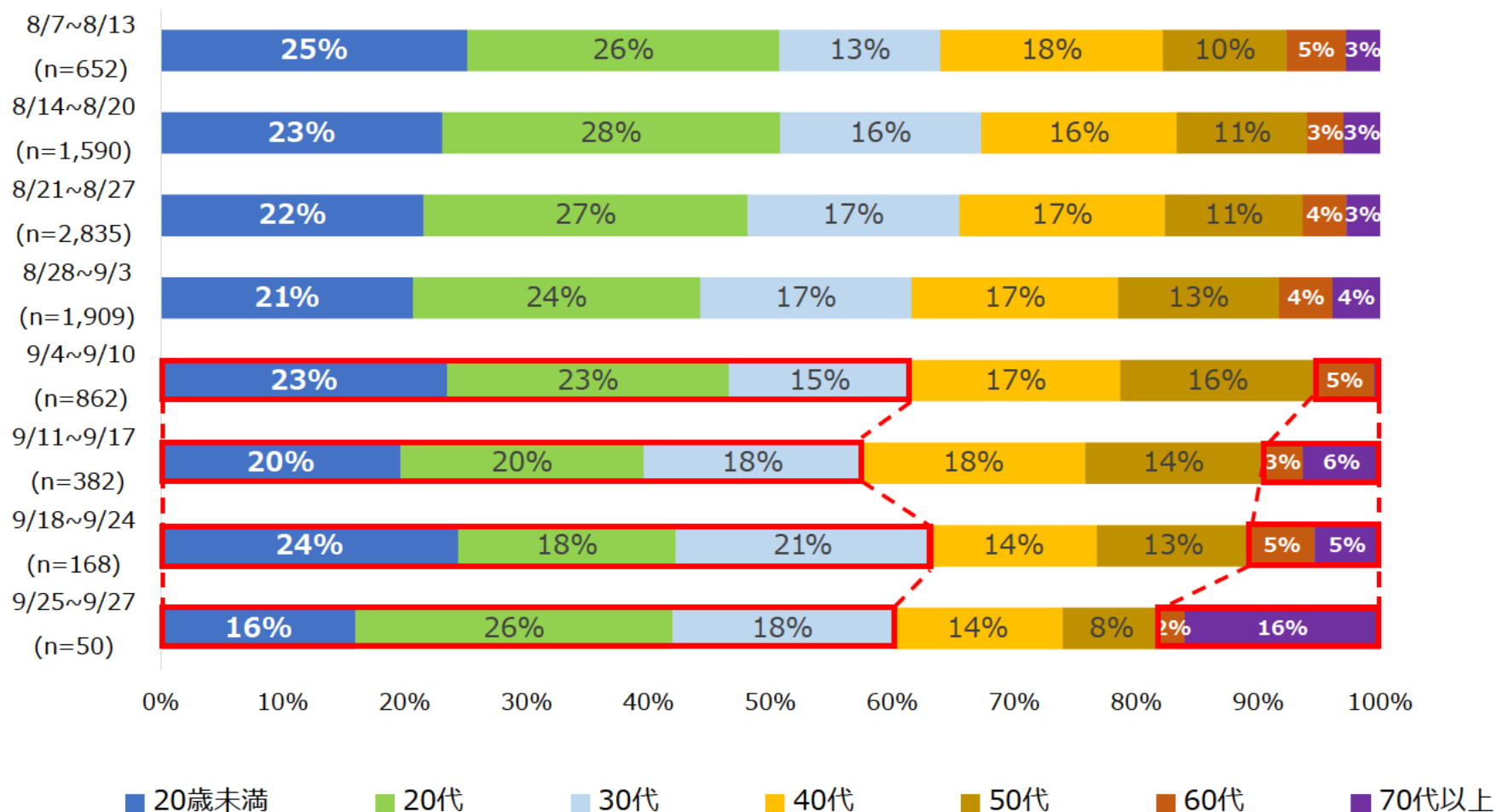


年齢別発生状況（週別内訳）

集計期間：8/7~9/27(n=8,448)

◆ **30代以下が、全体の約6割を占める**

◆ **直近週では、高齢者施設のクラスター発生により、70代以上が増加**



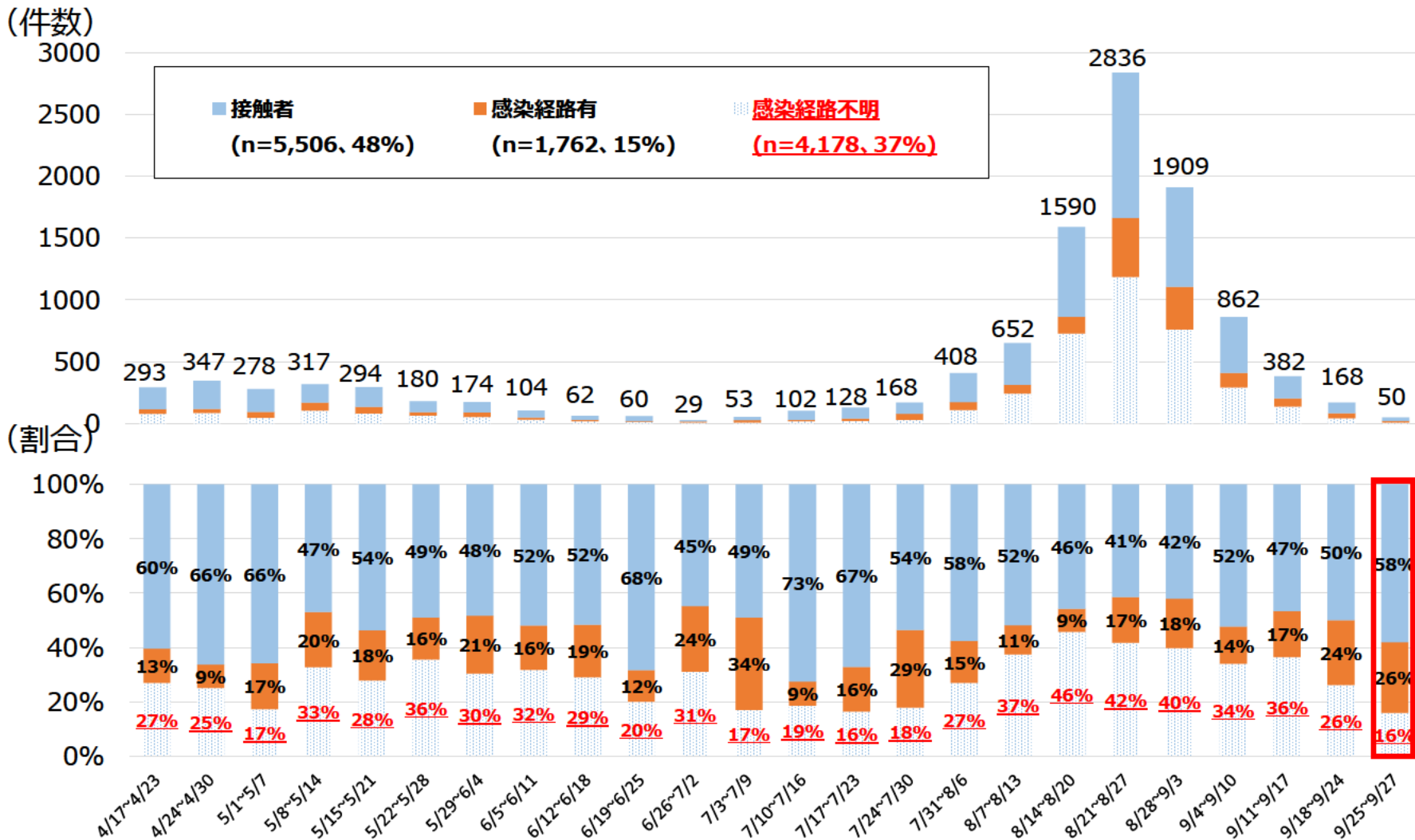
※ 再陽性事例、確認中を除く

感染経路等に関する状況 (週別内訳)

集計期間：4/17~9/27(n=11,446)

※直近24週

◆直近週の感染経路不明割合は、16%まで減少



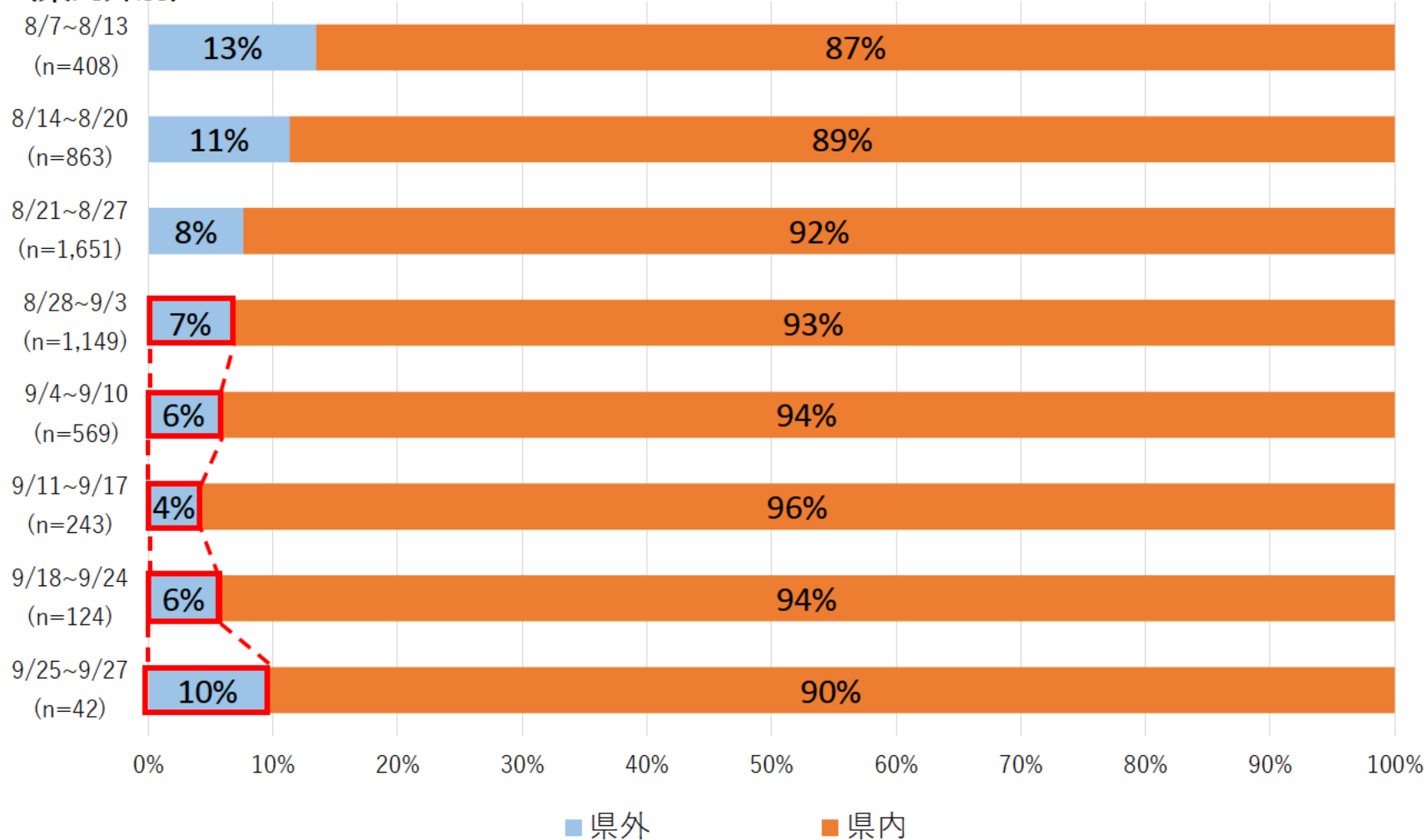
※再陽性事例を除く

感染経路の詳細（経路不明を除く）

集計期間：8/7~9/27(n=5,049)

◆ 県外由来の割合は、10%以下で推移

(県内外別)

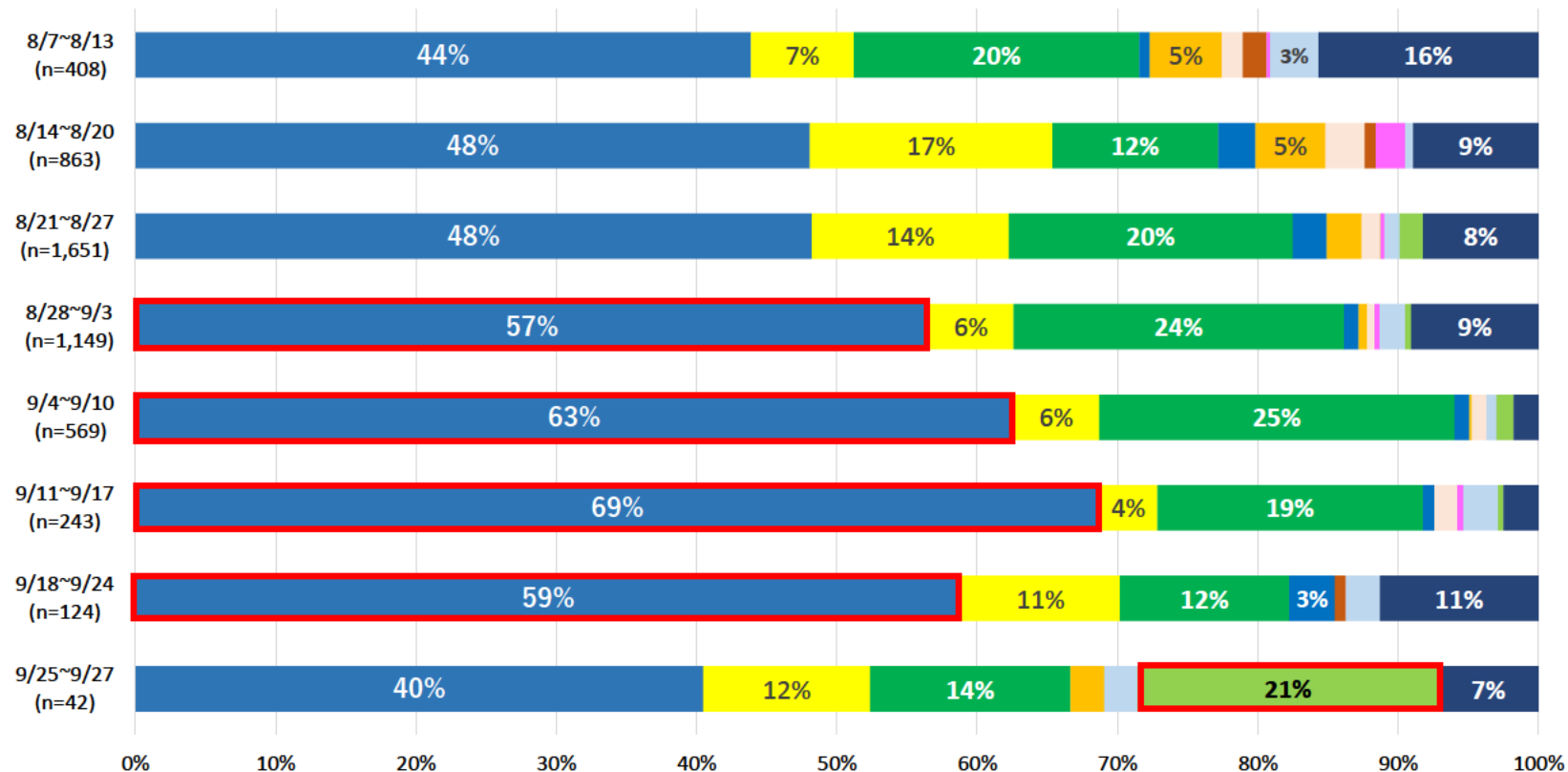


感染経路の詳細（経路不明を除く） 集計期間：8/7~9/27(n=5,049)

◆ **家族内感染**の割合は、**6割前後**で推移

◆ **直近週は、クラスター発生のため、高齢者施設の割合が増加**

(経路別)



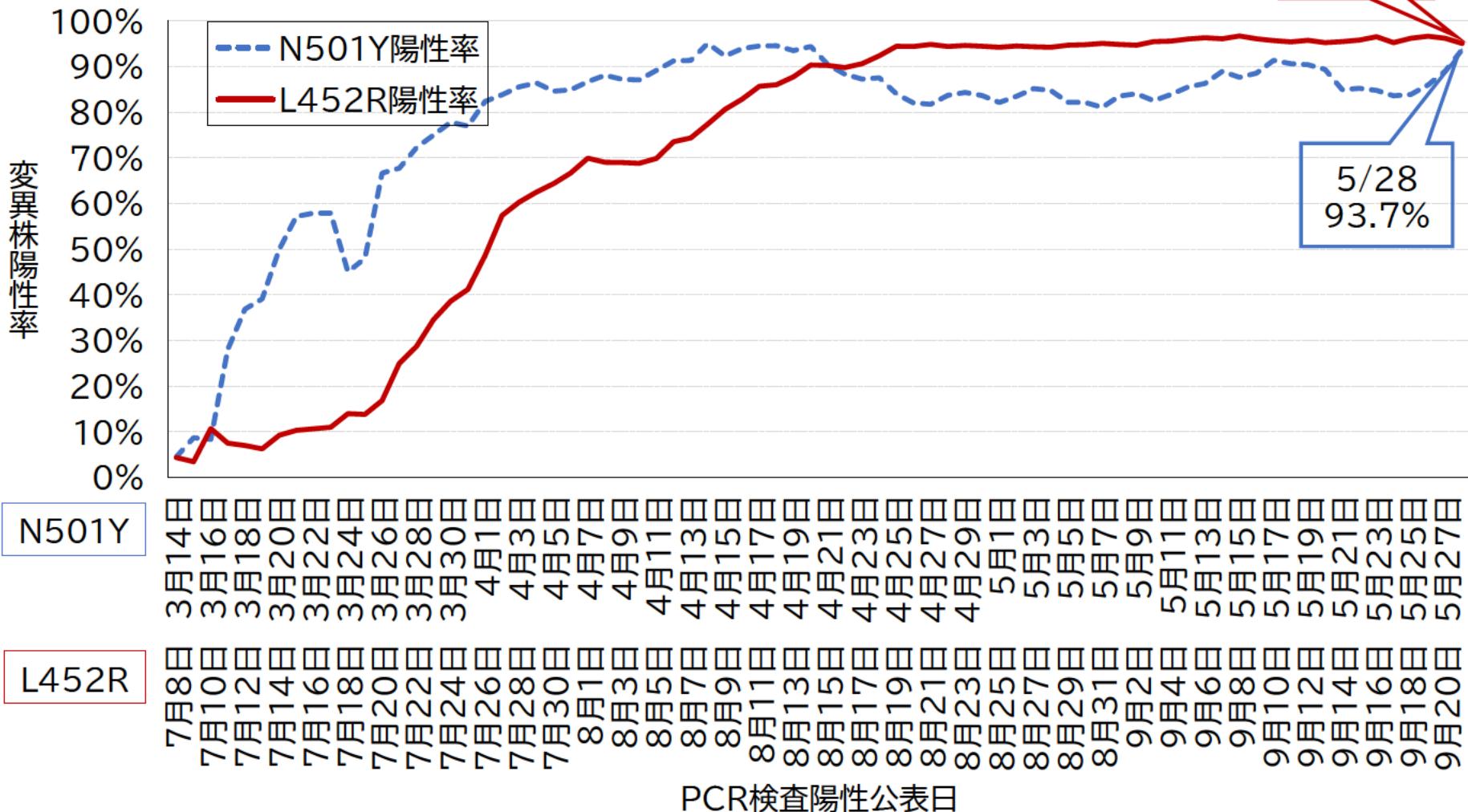
■ 家族
■ 友人
■ 職場
■ 学校
■ 飲食店
■ 食事会
■ 接待飲食
■ 医療機関
■ 福祉施設
■ 高齢者施設
■ その他

変異株陽性率※の推移

※直近1週間あたりの平均陽性率

◆ 9/21時点の陽性率は95.1%

◆ 8月下旬以降、陽性率は95%前後で推移している



9/21
95.1%

5/28
93.7%

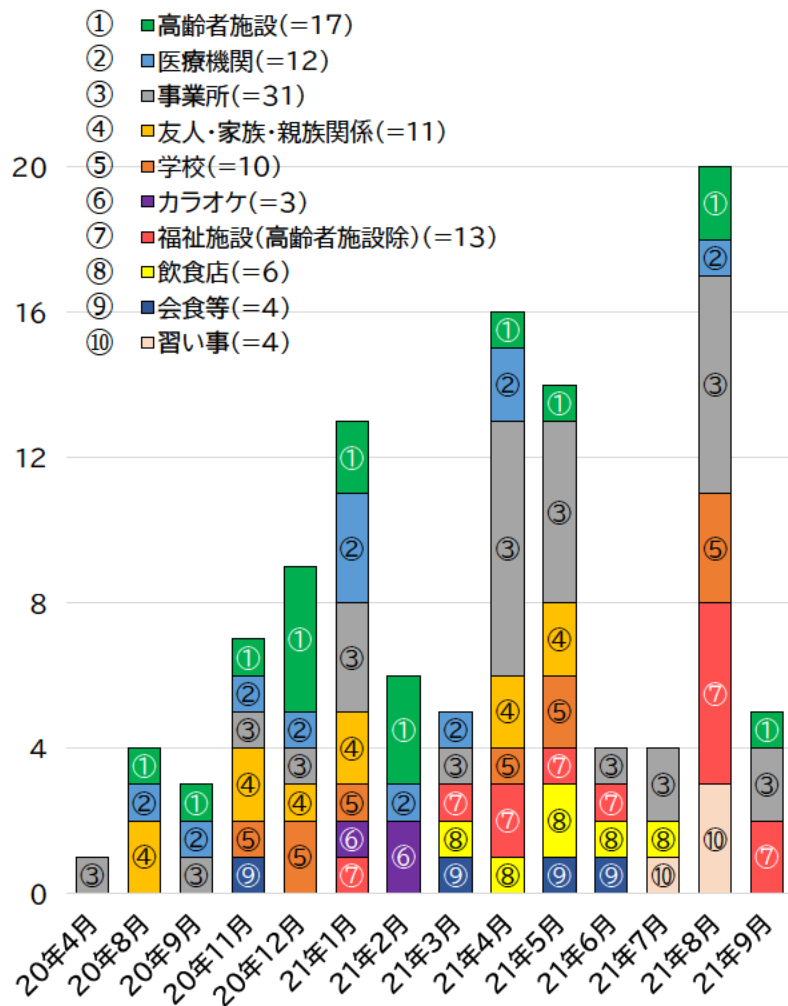
※N501Yの起点日は、保環研におけるスクリーニング検査で初めて陽性が確認された公表日(3月14日)

※L452Rの起点日は、保環研におけるスクリーニング検査開始後(6月7日~)、初めて陽性が確認された公表日(7月8日)

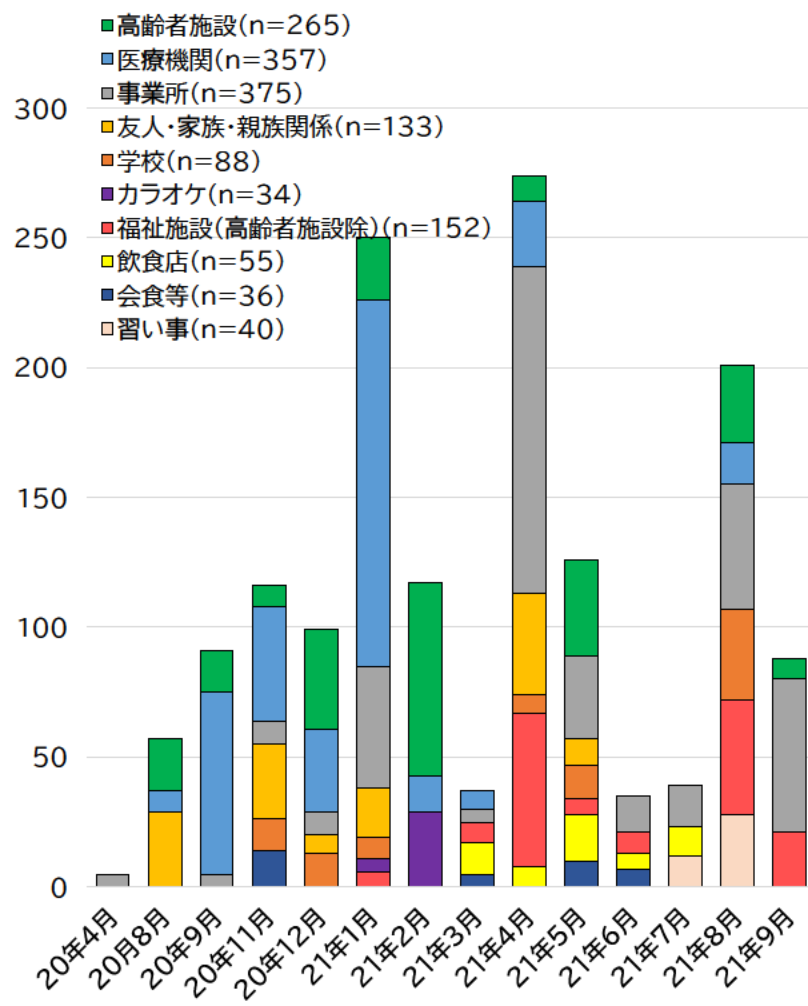
クラスター発生状況 (R3.9.28時点)

◆クラスター発生状況は、9月に5件発生
 (事業所2件、福祉施設2件、高齢者施設1件)

発生件数 (111件)



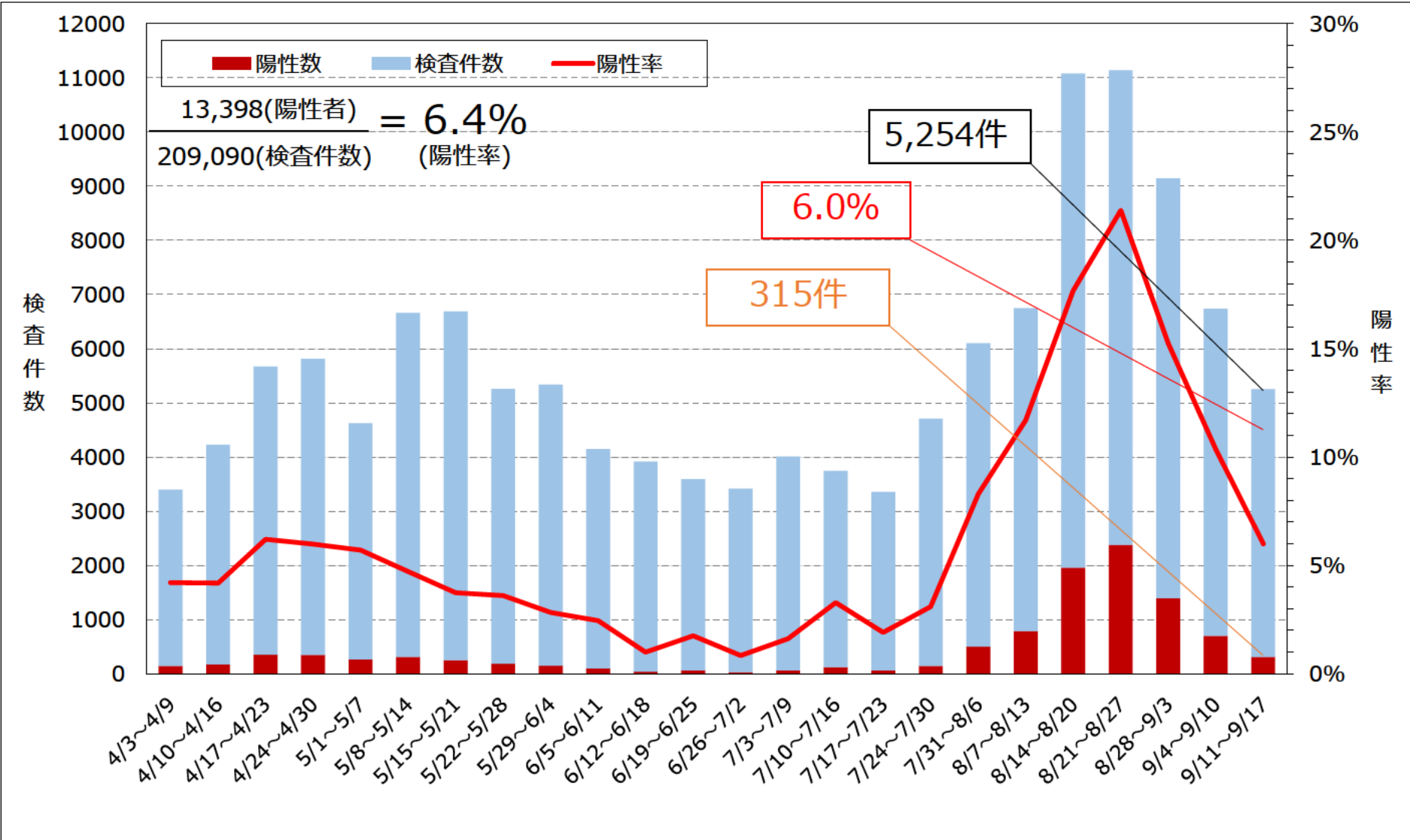
陽性者数 (1,536人)



PCR等検査件数・陽性率

集計期間：R2.1.30～R3.9.17 (n=209,090)

◆直近週のPCR等検査は5,254件実施、陽性率は6.0%に減少

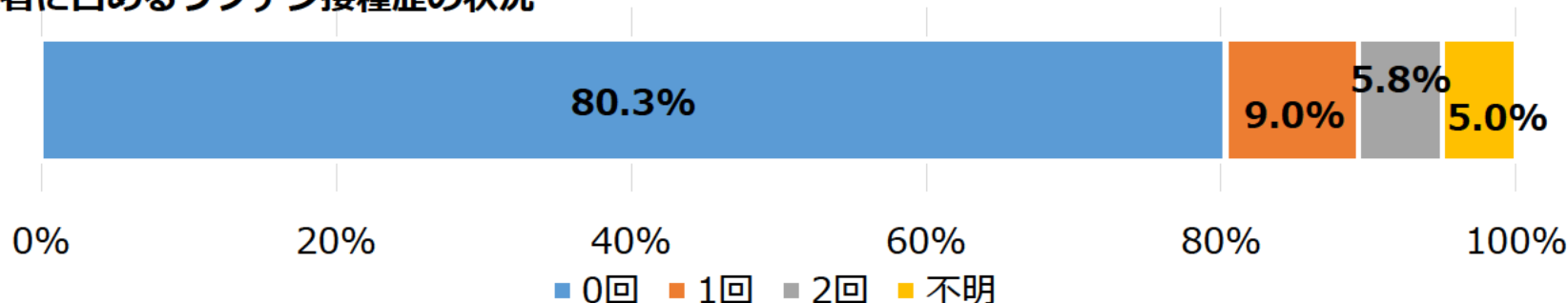


※陽性率を算出するための陽性者数及び検査件数は検査日ベースで集計しているため、公表日ベースの陽性者数とは一致しない

ワクチン接種歴と重症化等の状況(n=8,763, 8/1~9/24公表分)

- ◆ 感染者全体（接種歴不明含む）の**80.3%**は**ワクチン接種歴のない方**
- ◆ ワクチン**2回接種後**に感染した事例は、全体の**5.8%**(504名)
- ◆ ワクチン**2回接種者**は未接種者に比べて、**重症化率・死亡率ともに低い**

感染者に占めるワクチン接種歴の状況



◇年代別ワクチン接種者の重症化等の状況

(65歳未満)

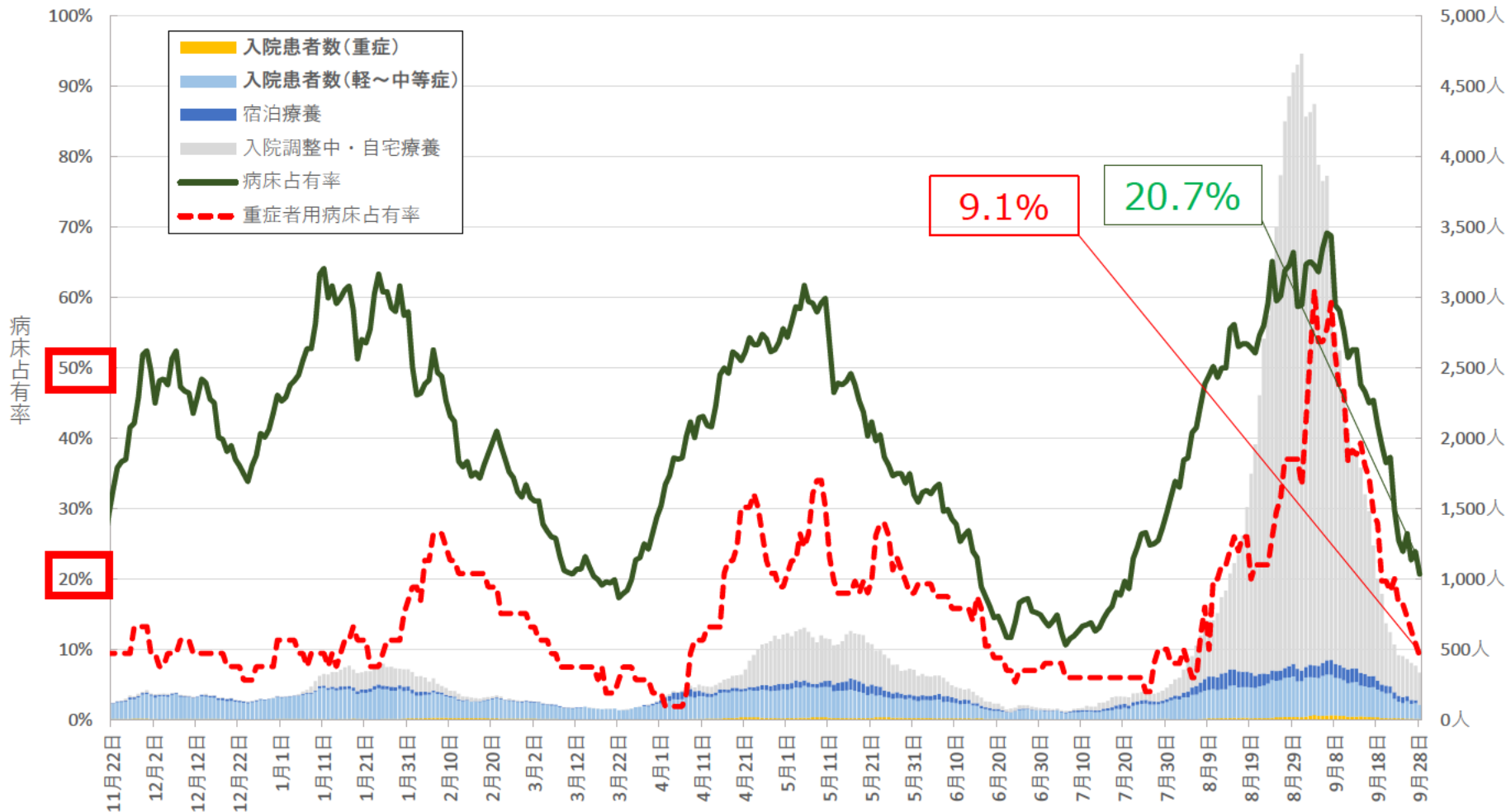
接種回数	感染者数	重症者数		死亡者数	
		数	割合	数	割合
0回	6,895	48	0.7%	14	0.2%
1回	763	8	1.0%	3	0.4%
2回	290	0	0%	0	0%
不明	407	5	1.2%	2	0.5%
合計	8,355	61	0.7%	19	0.2%

(65歳以上)

接種回数	感染者数	重症者数		死亡者数	
		数	割合	数	割合
0回	143	8	5.6%	14	9.8%
1回	24	1	4.2%	1	4.2%
2回	214	1	0.5%	4	1.9%
不明	27	1	3.7%	5	18.5%
合計	408	11	2.7%	24	5.9%

入院等の状況 (R3.9.28時点)

◆ 9月28日現在で、**病床占有率は20.7%**、**重症者用病床占有率は9.1%**



県モニタリング指標及び政府指標の状況

		医療提供体制等の負荷				監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況			
		①病床のひっ迫具合					②人口10万人あたりの療養者数	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較	⑥感染経路不明割合
		入院医療		うち重症者用病床						
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率						
県指標	注意レベル	20%～	-	-	-	-	4人～	1.0倍	20%	
	警戒レベル	30%～	-	-	-	-	8人～	1.0倍	30%	
政府指標	ステージⅢの指標	20%～	～40%	20%～	20人～	5%	15人～	1.0倍	50%	
	ステージⅣの指標	50%～	～25%	50%～	30人～	10%	25人～	1.0倍	50%	

(三重県の状況)

9/28時点	20.7%	30.2%	9.1%	6.77人	PCR等陽性率 6.0% (9/11～9/17)	7.22人	0.54倍	24.6% (9/21～9/27速報値)
--------	-------	-------	------	-------	--------------------------------	-------	-------	-------------------------

ステージⅠ…感染症の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

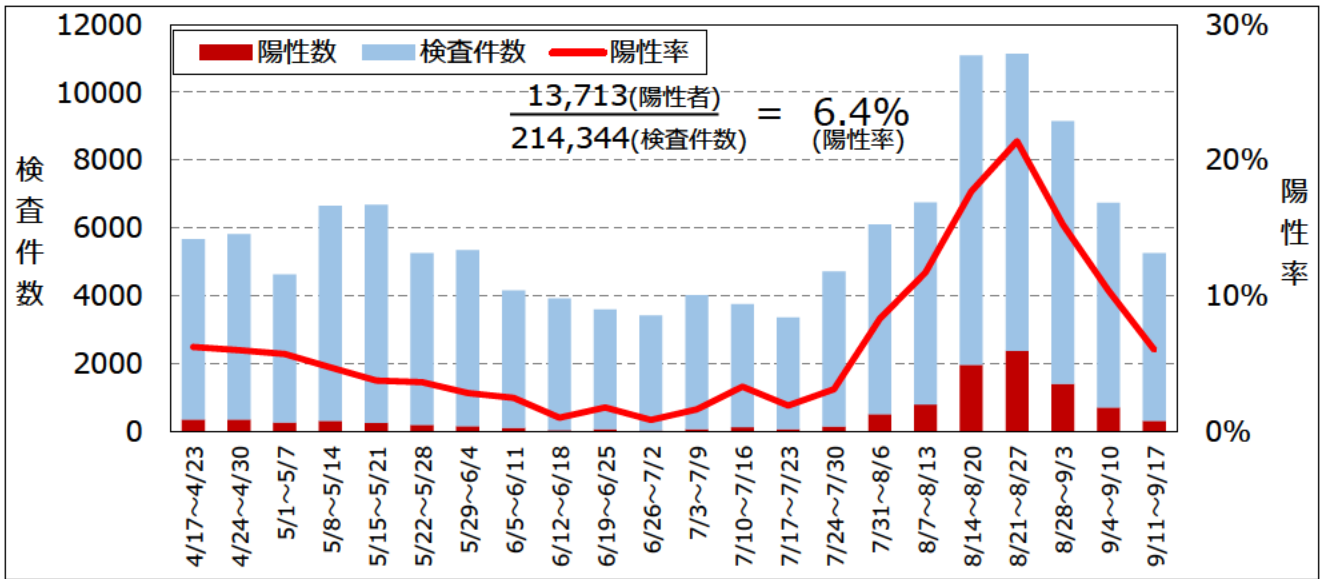
ステージⅡ…感染症の暫増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

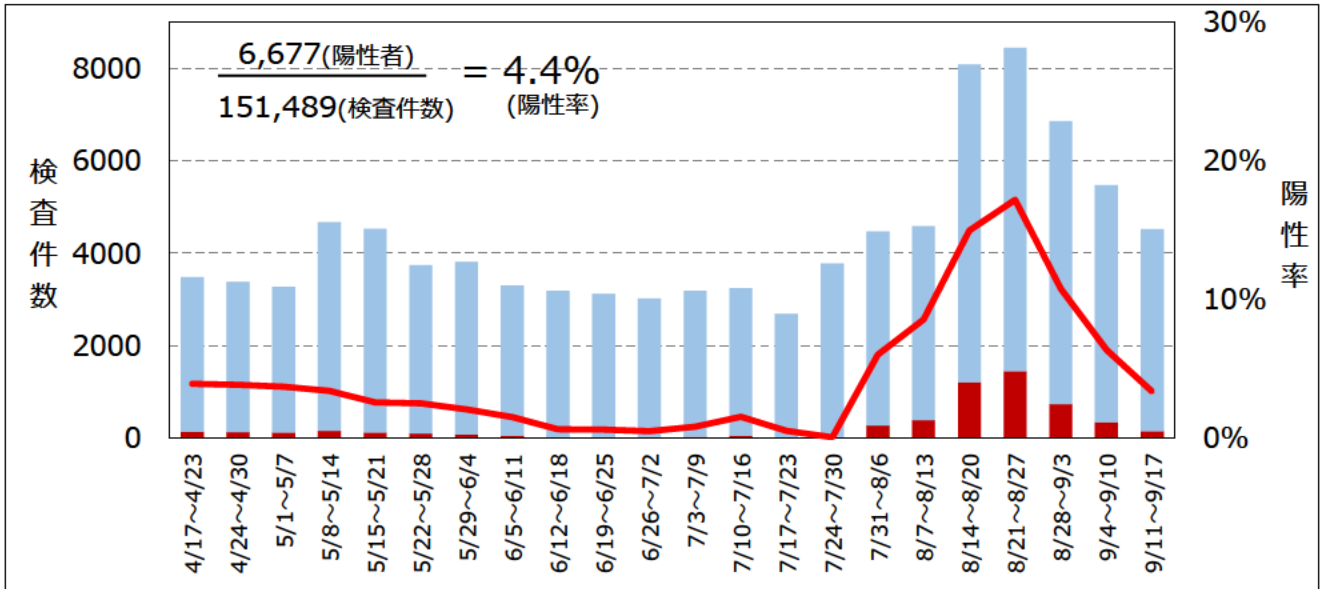
全体陽性率 (n= 214,344)

※陰性確認のための検査を除く



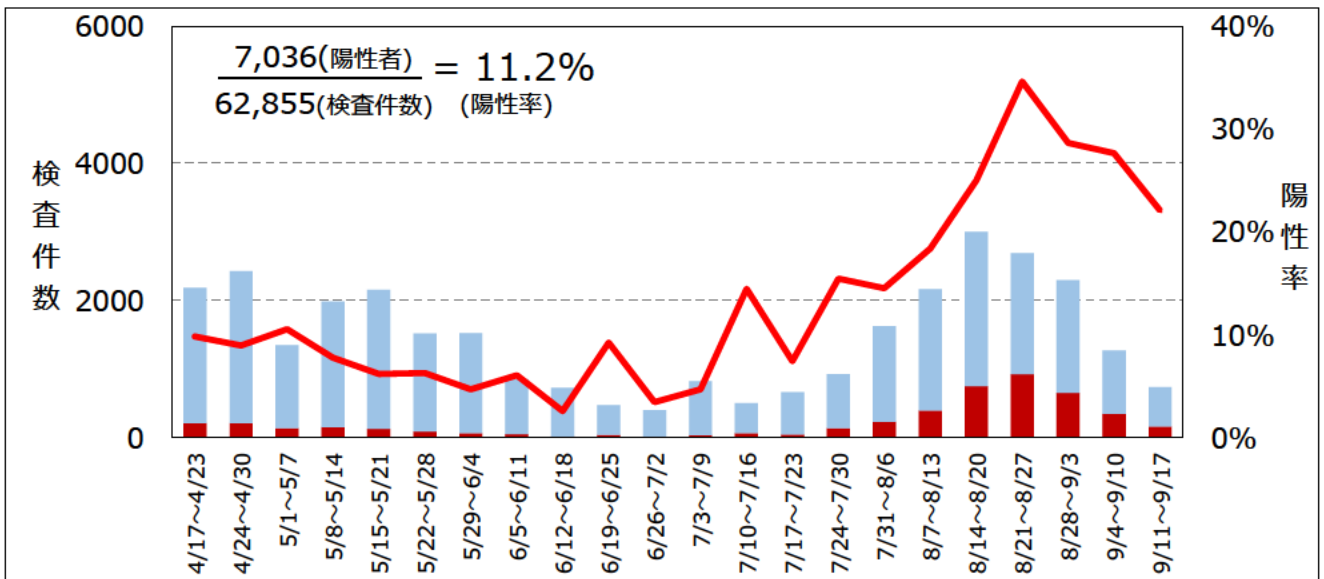
疑い例検査陽性率 (n=151,489)

※疑い例検査…疑い例として診断され、実施した検査



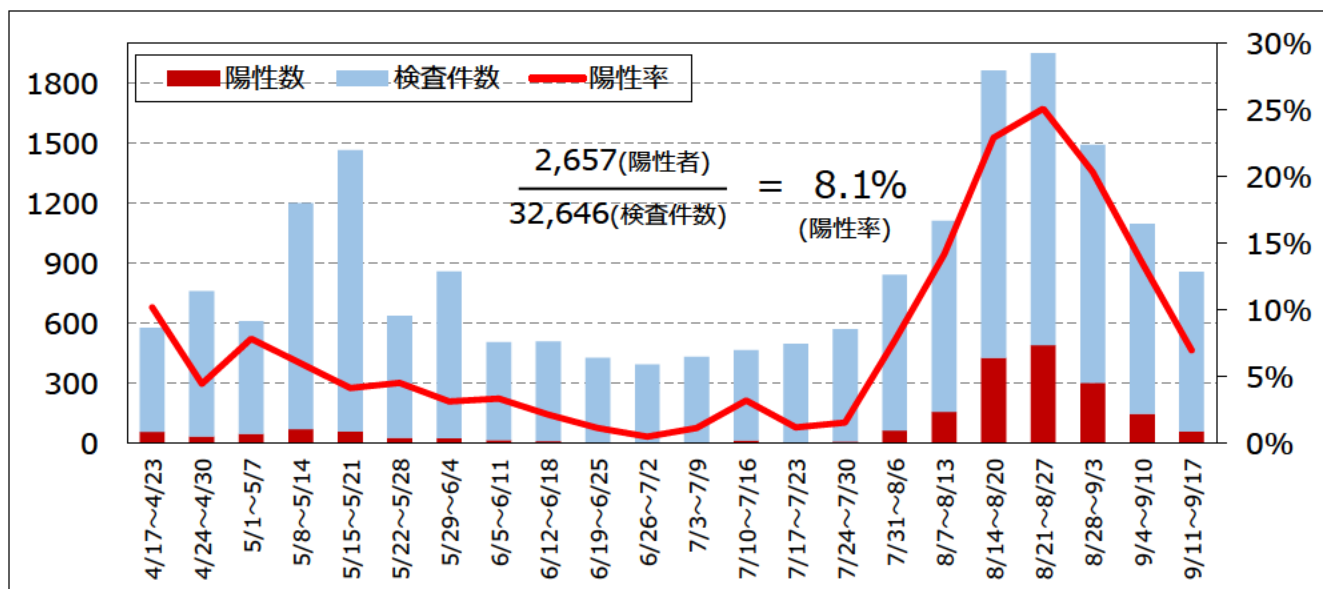
接触者検査陽性率 (n=62,855)

※接触者検査…接触者調査の一環で実施した検査

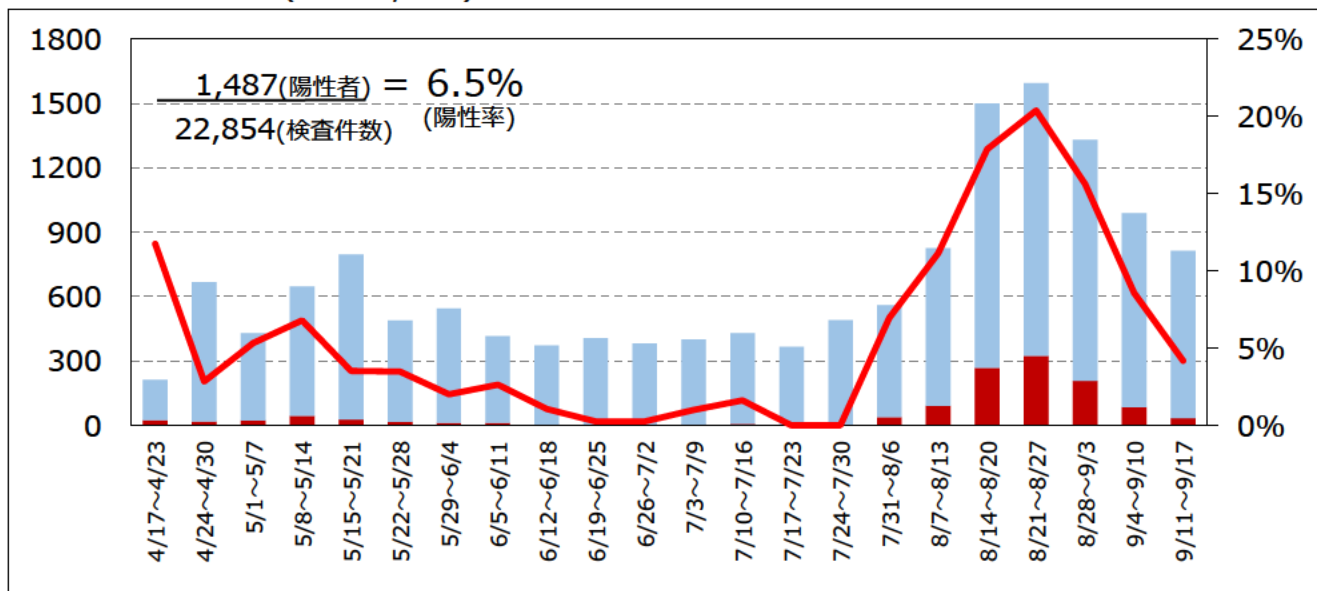


桑名保健所管内検査件数・陽性率 (n=32,646)

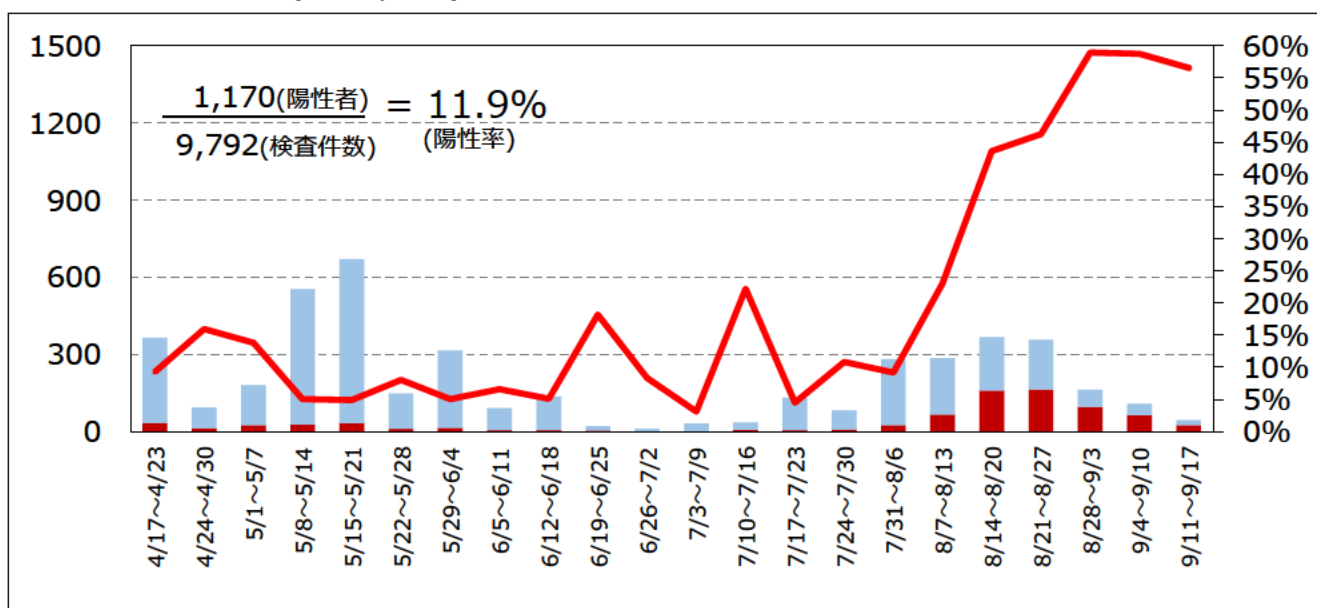
全体陽性率(n= 32,646)



疑い例検査陽性率 (n= 22,854)

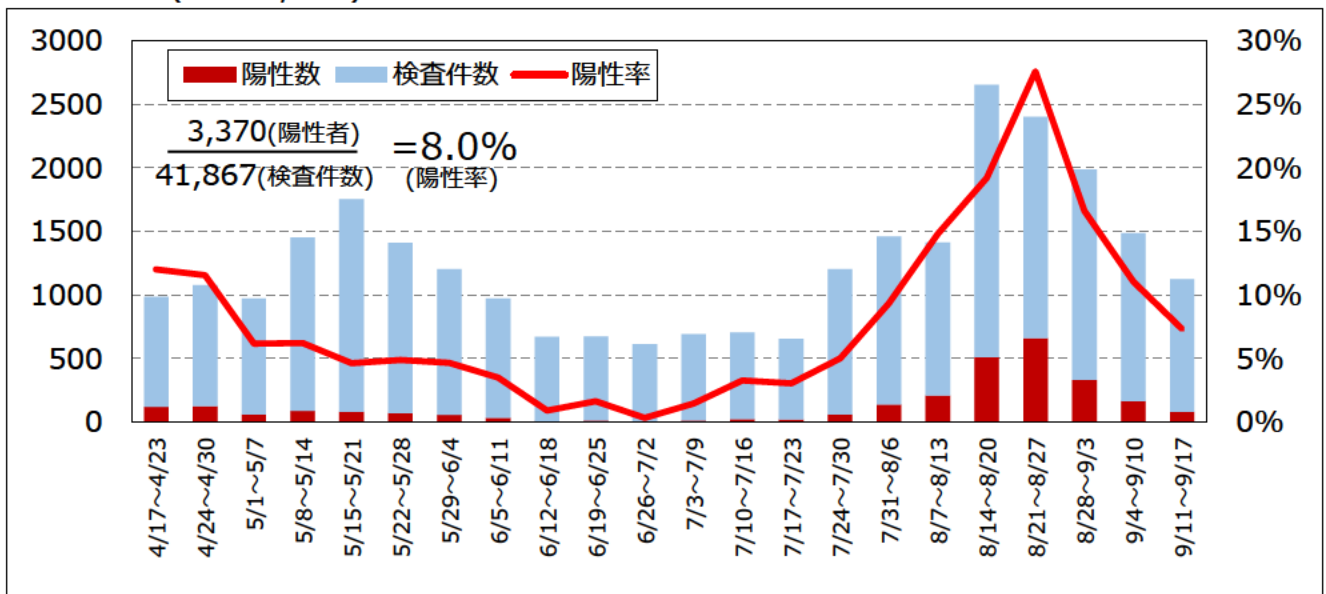


接触者検査陽性率 (n= 9,792)

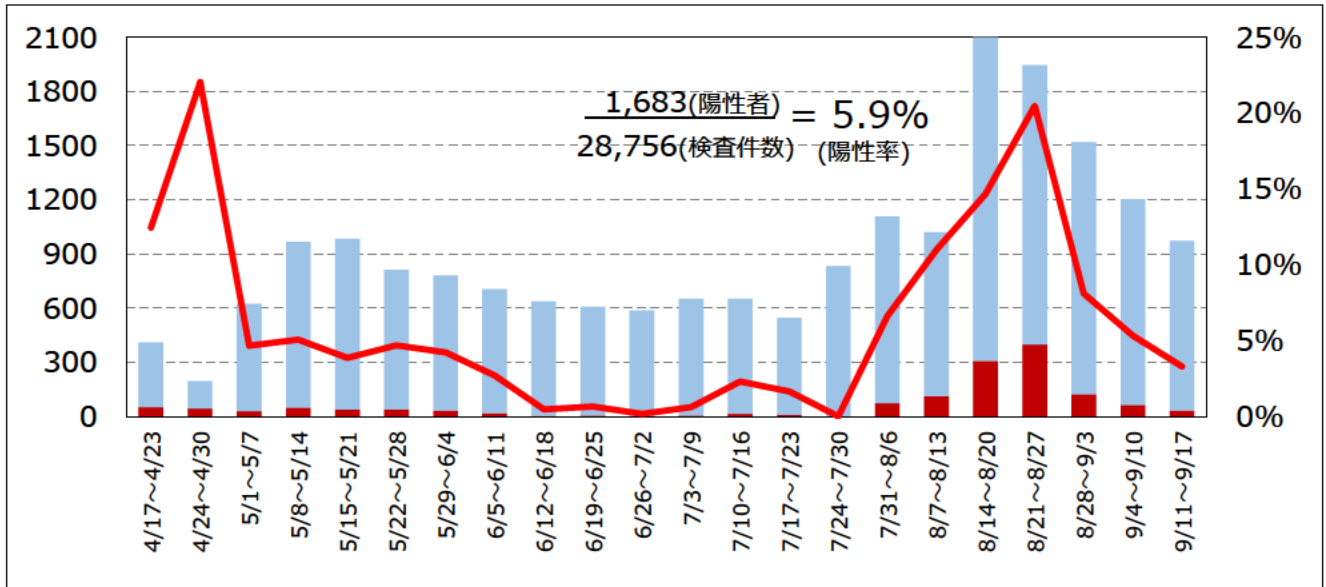


四日市市保健所管内検査件数・陽性率 (n=41,867)

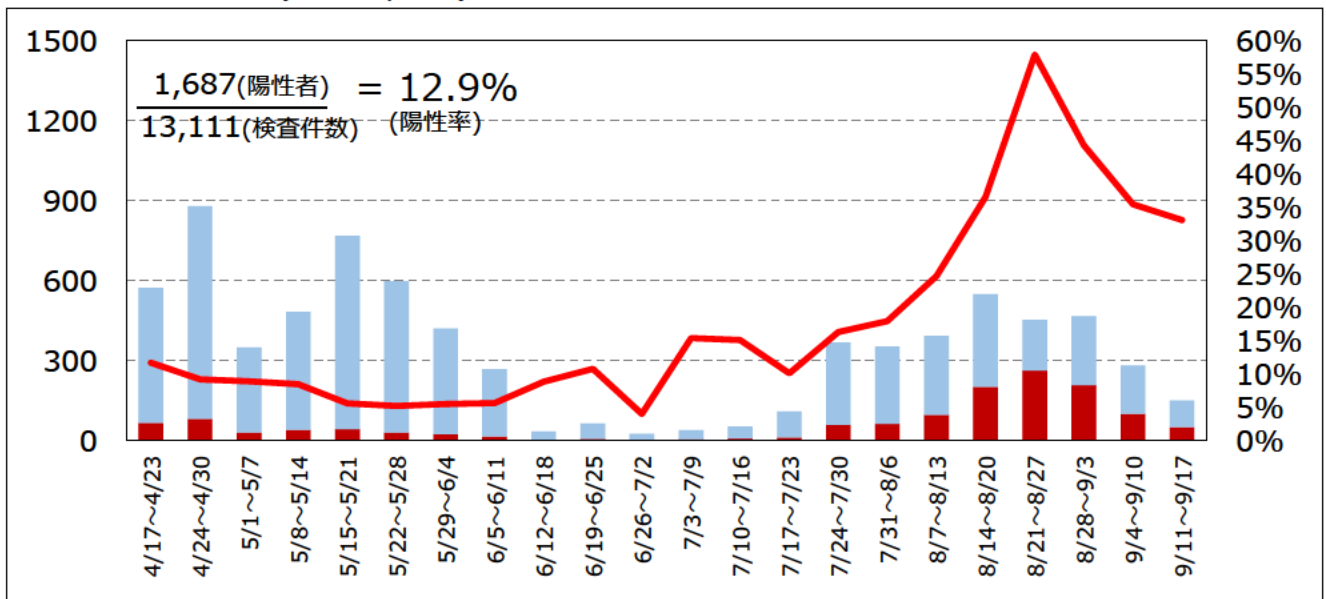
全体陽性率 (n= 41,867)



疑い例検査陽性率 (n= 28,756)

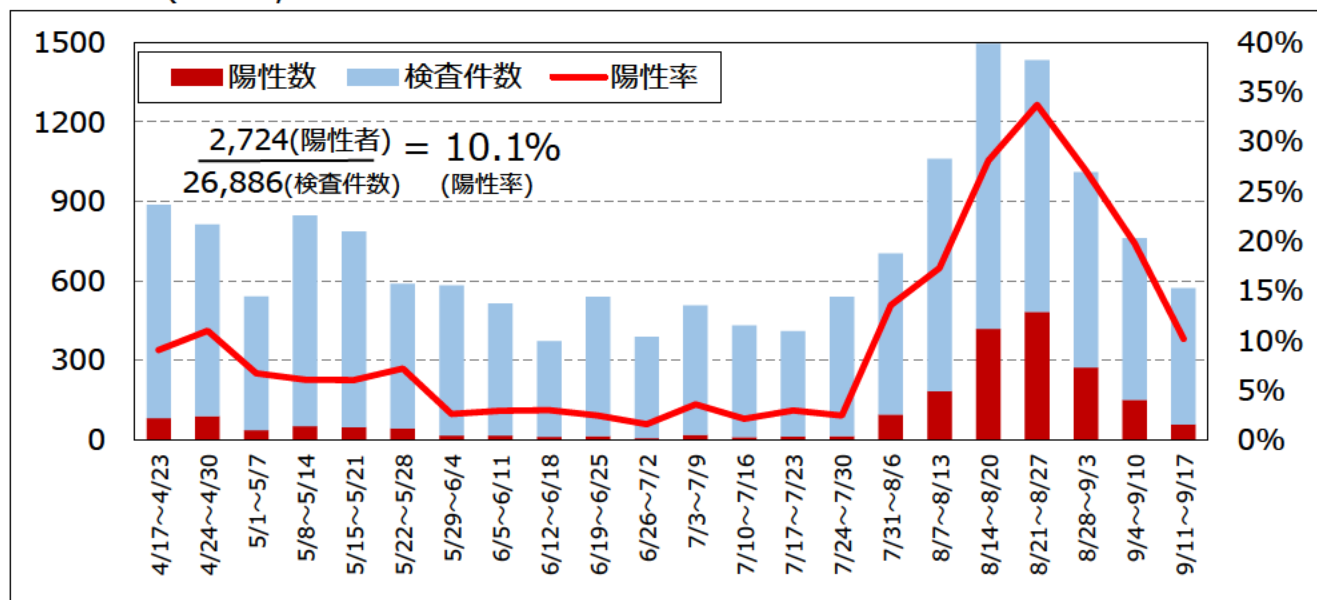


接触者検査陽性率 (n= 13,111)

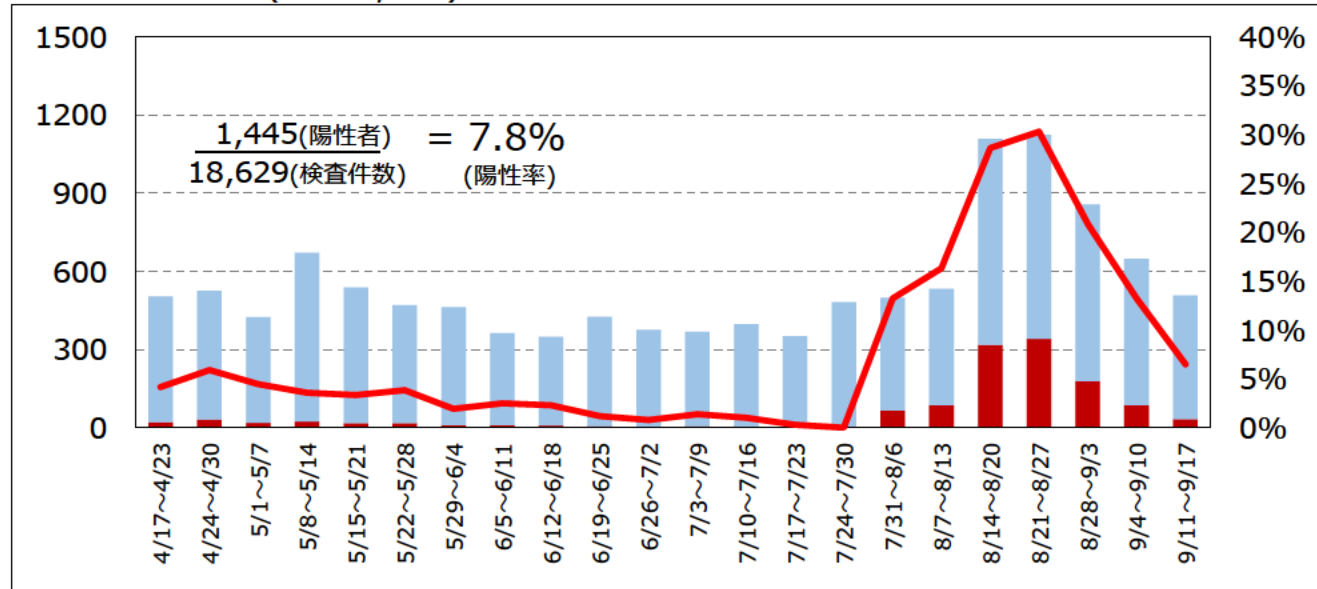


鈴鹿保健所管内検査件数・陽性率 (n= 26,886)

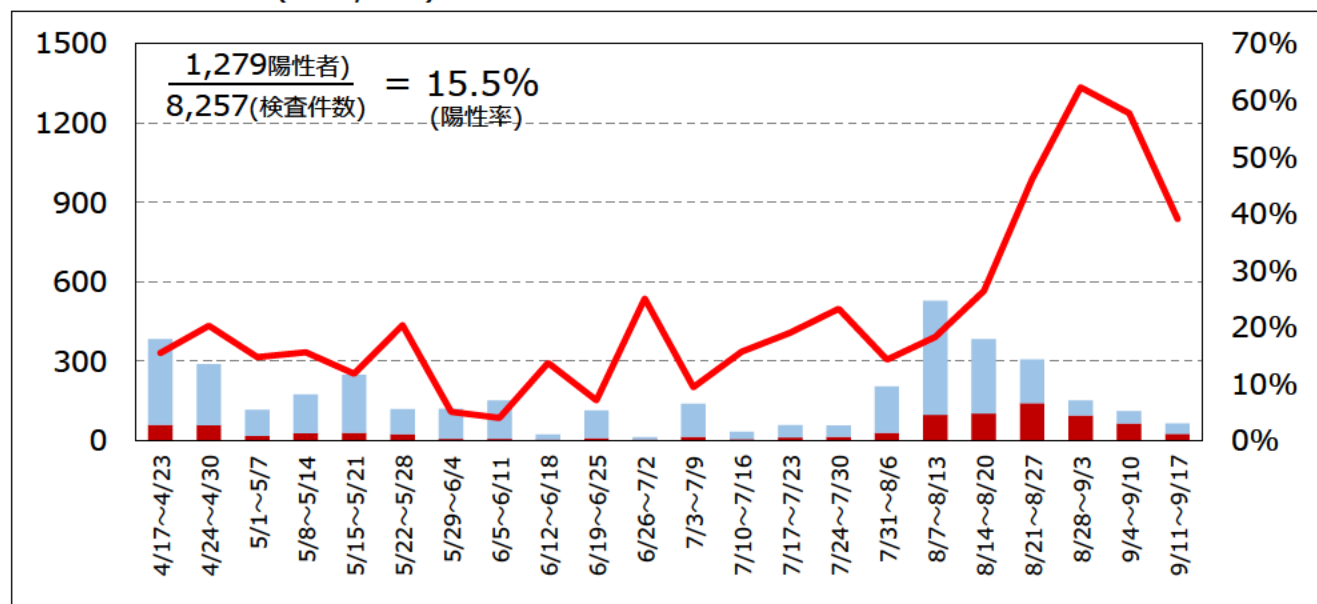
全体陽性率(n= 26,886)



疑い例検査陽性率 (n= 18,629)

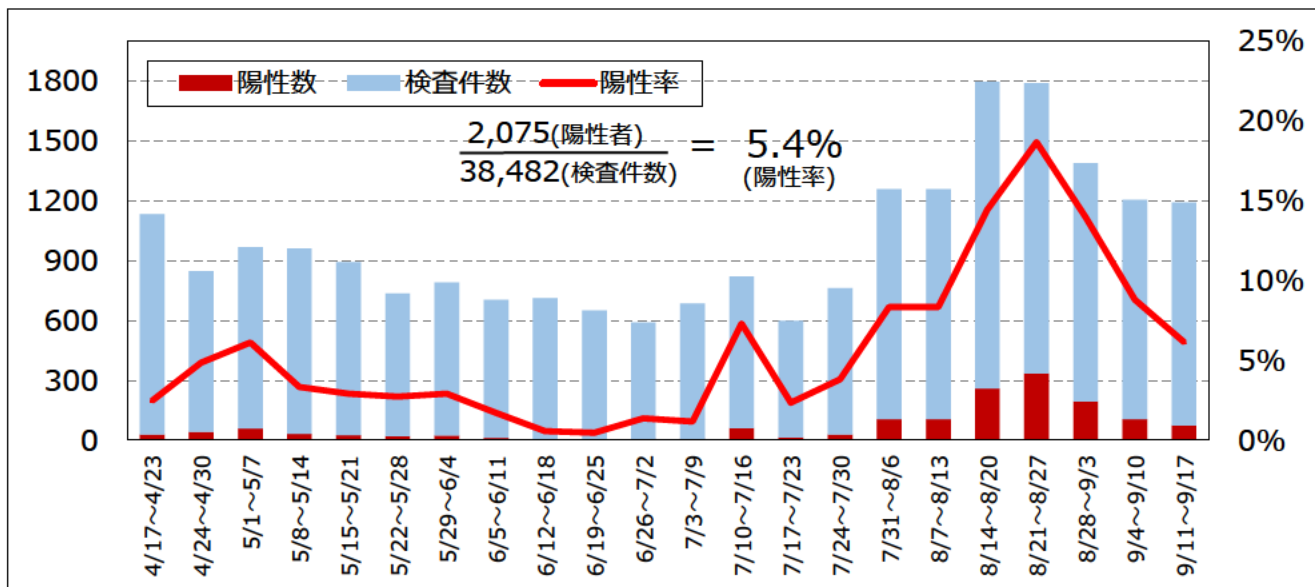


接触者検査陽性率 (n=8,257)

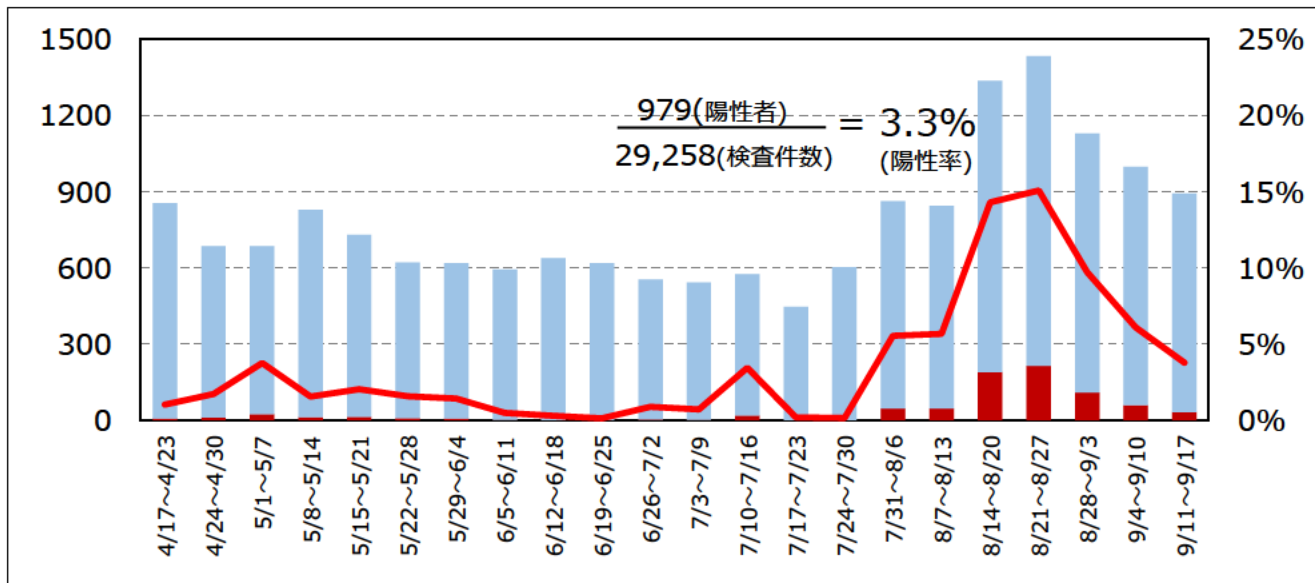


津保健所管内検査件数・陽性率 (n=38,482)

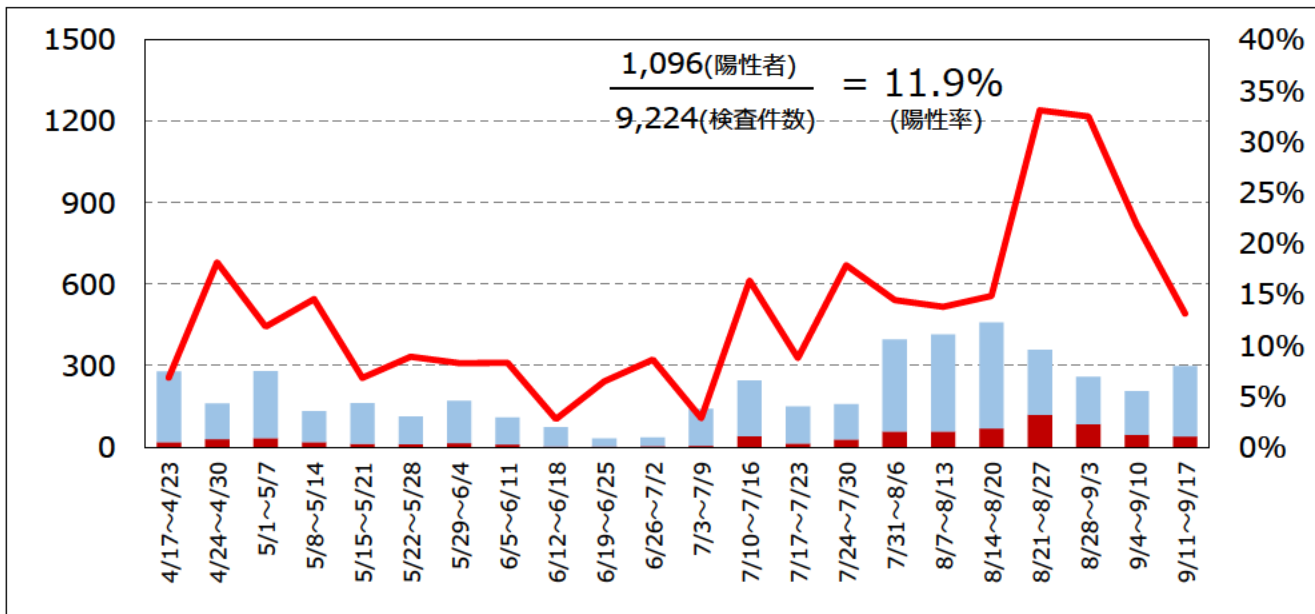
全体陽性率(n=38,482)



疑い例検査陽性率 (n= 29,258)

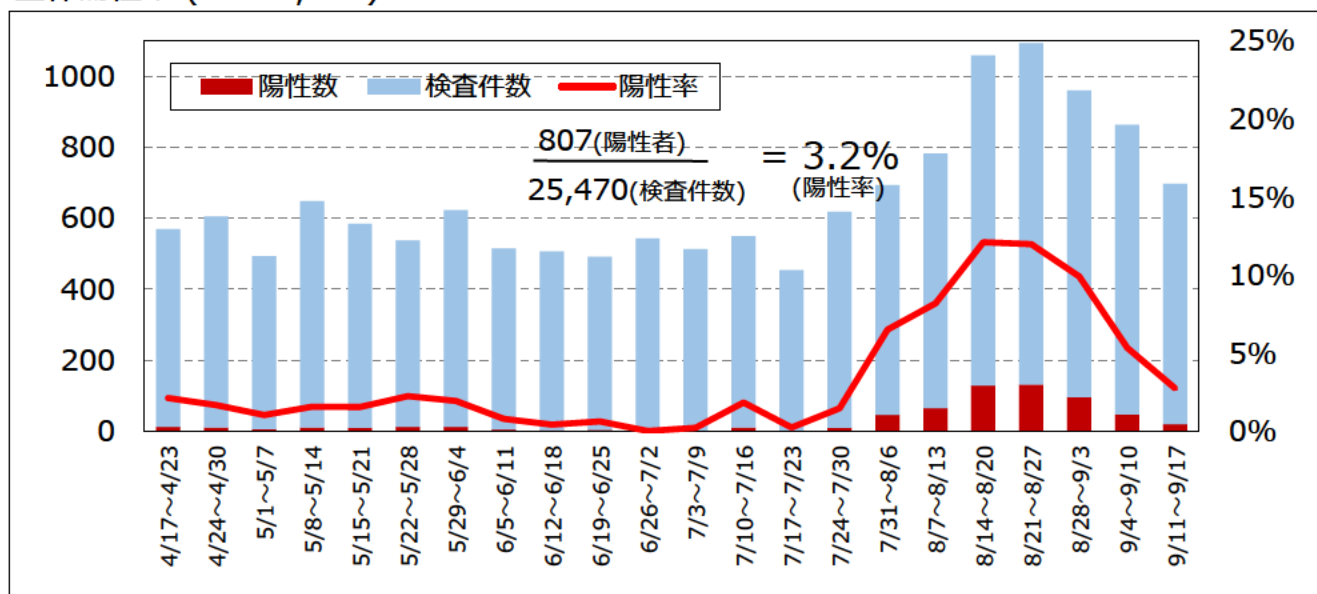


接触者検査陽性率 (n=9,224)

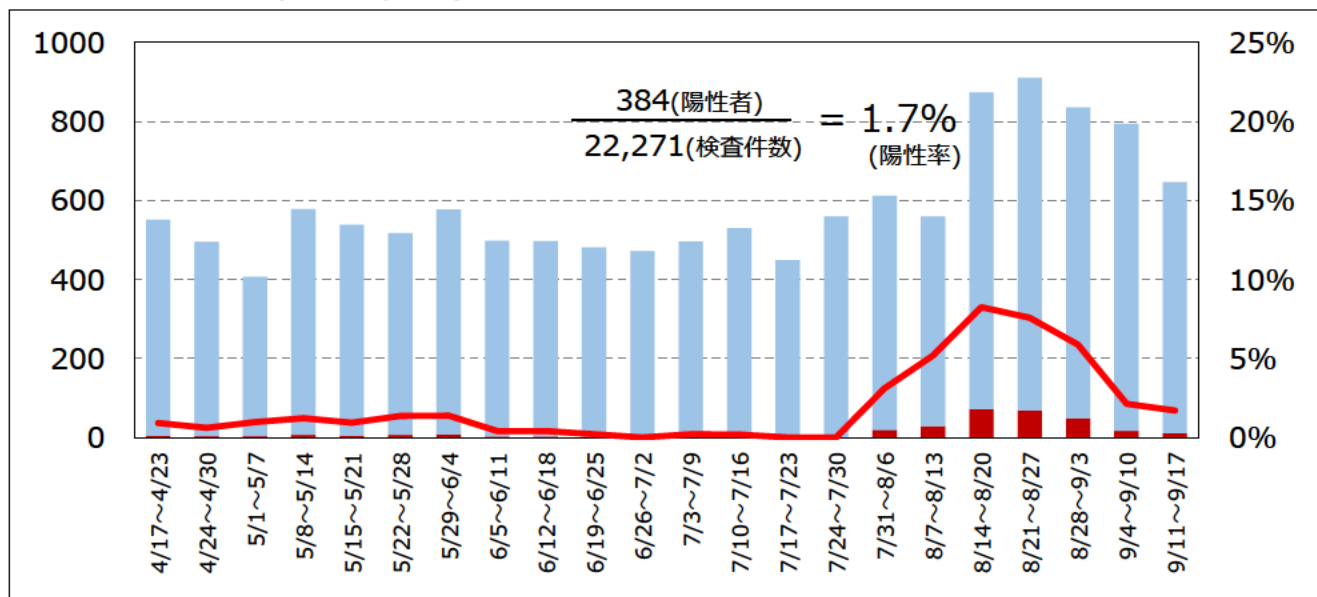


松阪保健所管内検査件数・陽性率 (n= 25,470)

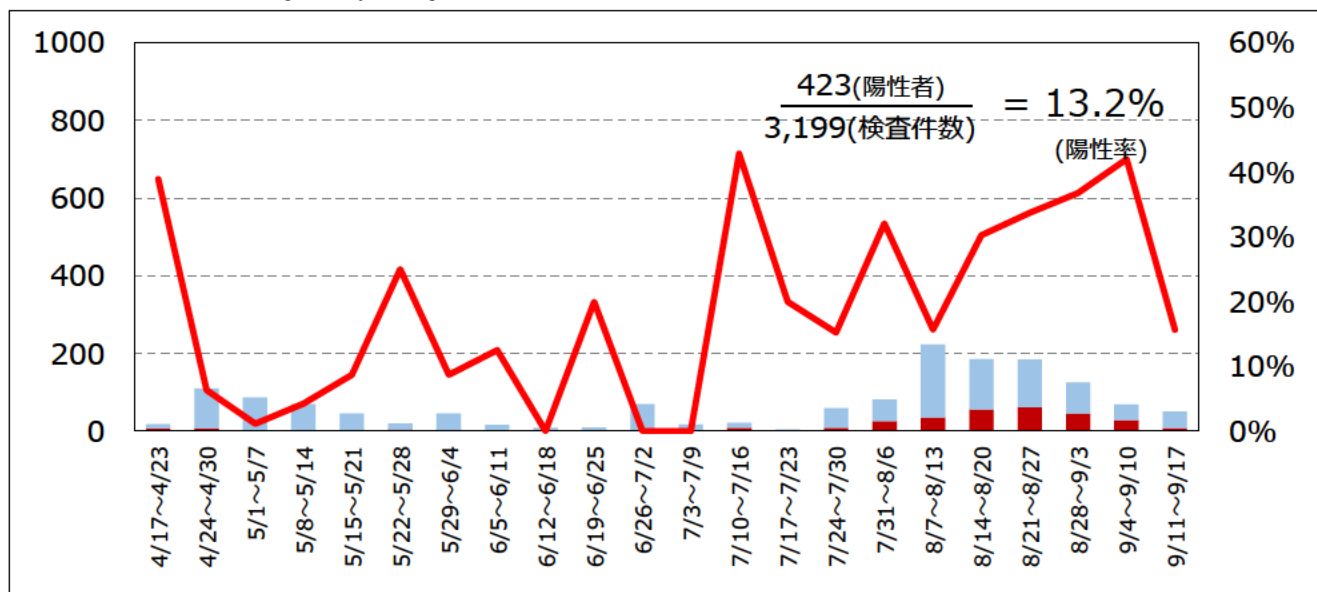
全体陽性率 (n= 25,470)



疑い例検査陽性率 (n= 22,271)

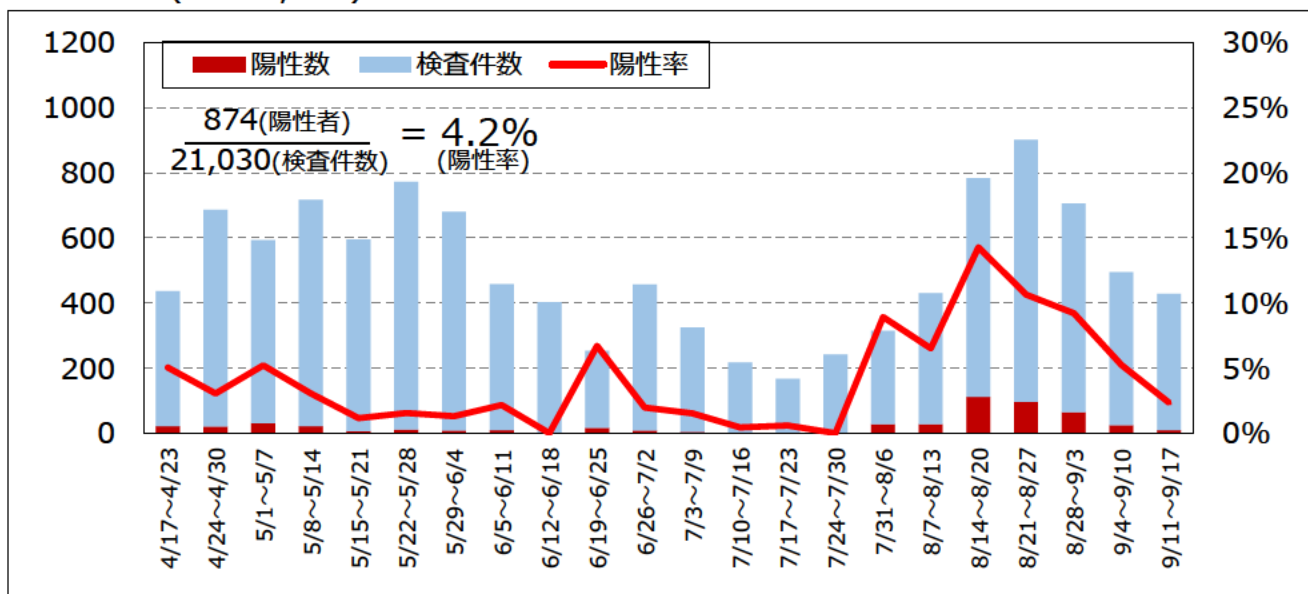


接触者検査陽性率 (n=3,199)

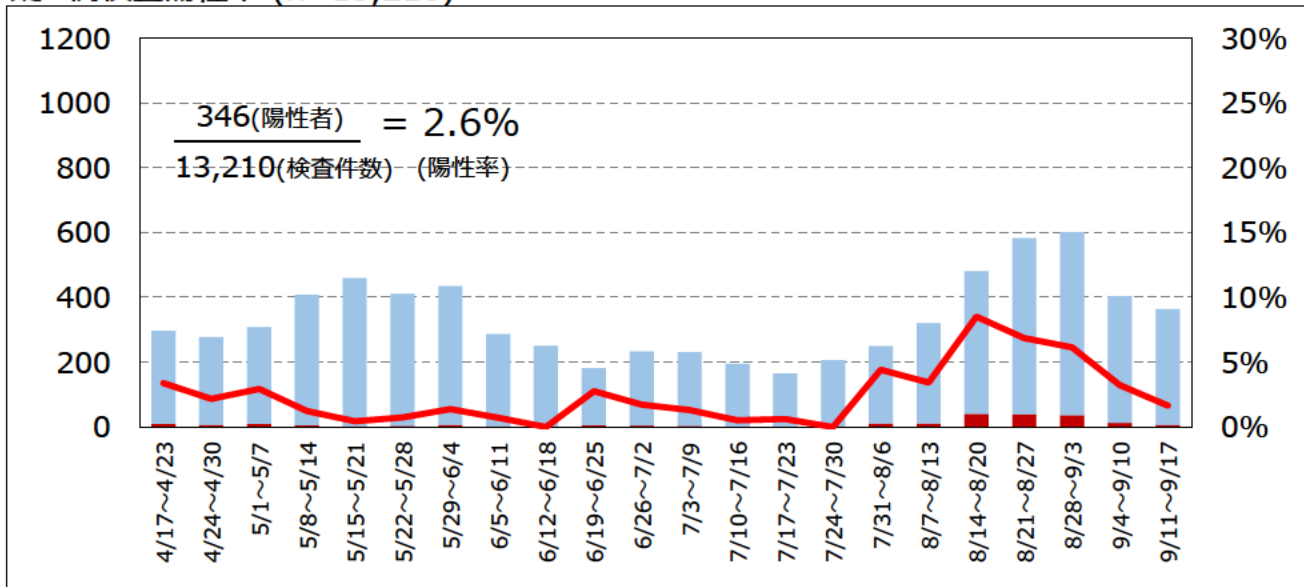


伊勢保健所管内検査件数・陽性率 (n= 21,030)

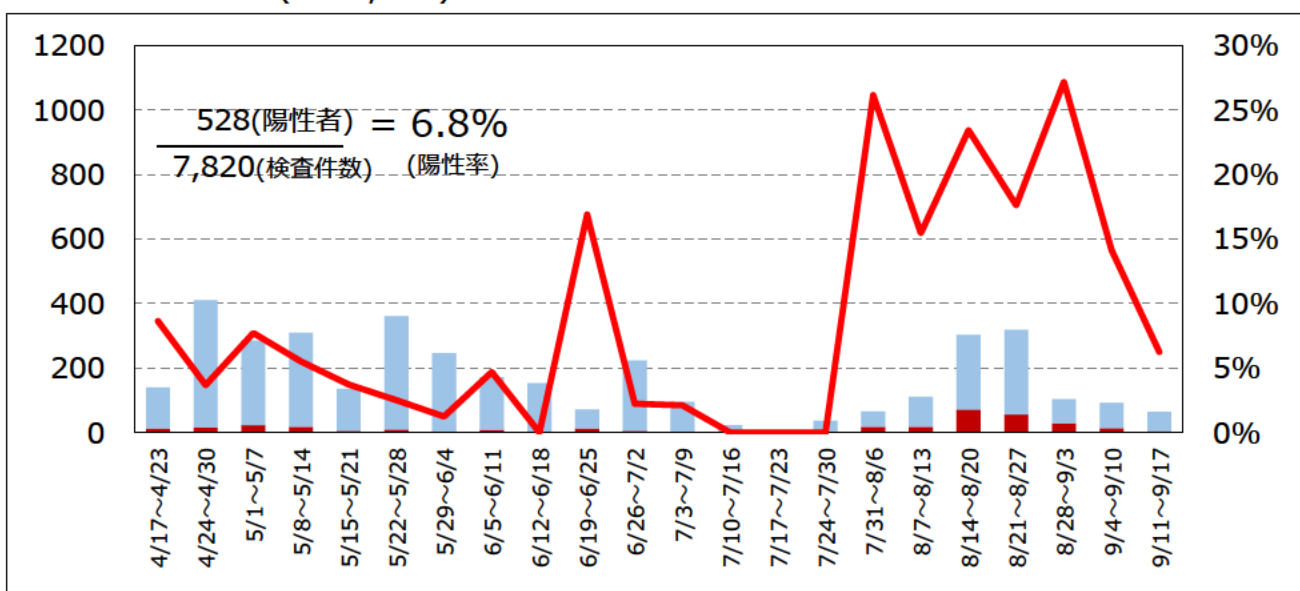
全体陽性率(n= 21,030)



疑い例検査陽性率 (n=13,210)

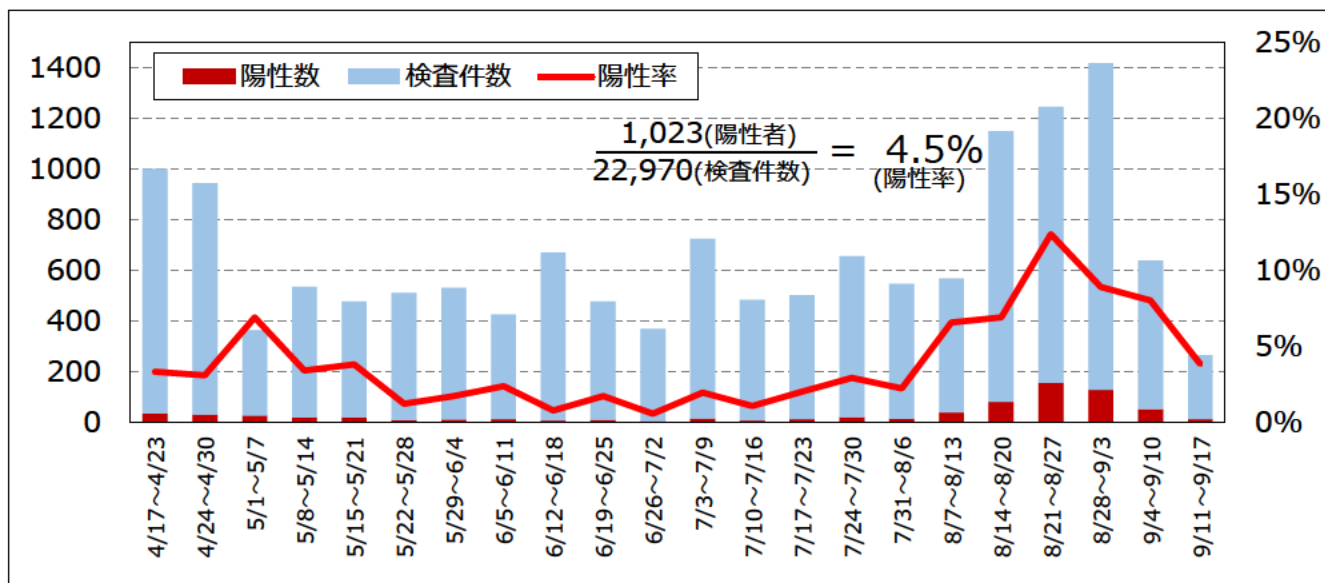


接触者検査陽性率 (n= 7,820)

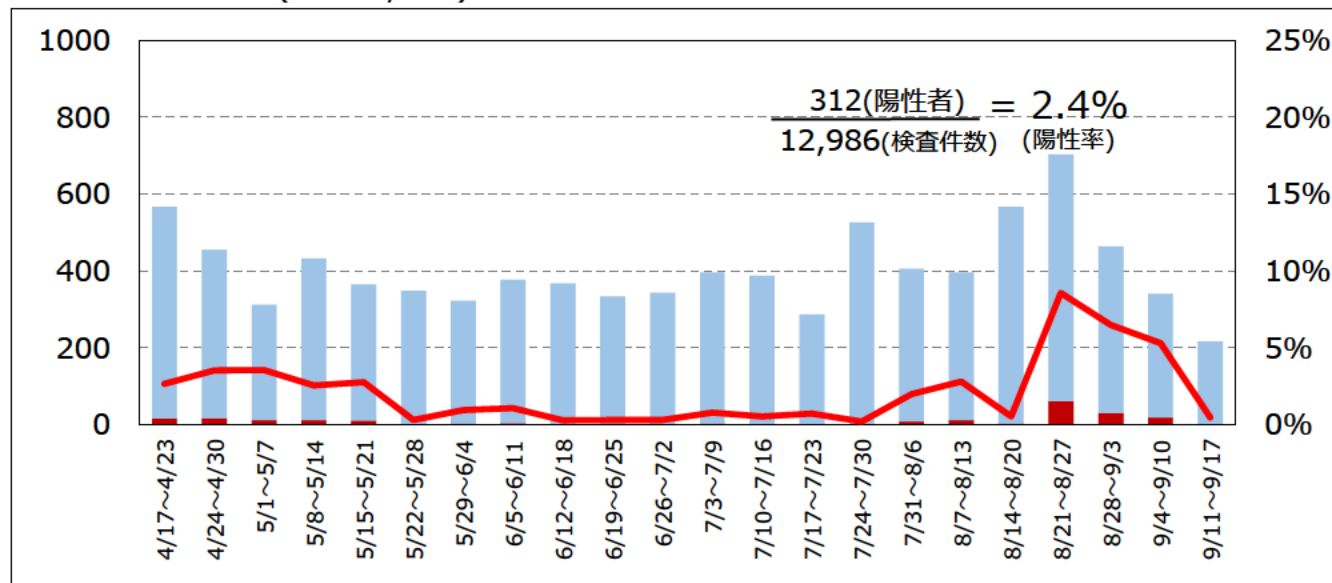


伊賀保健所管内検査件数・陽性率 (n= 22,970)

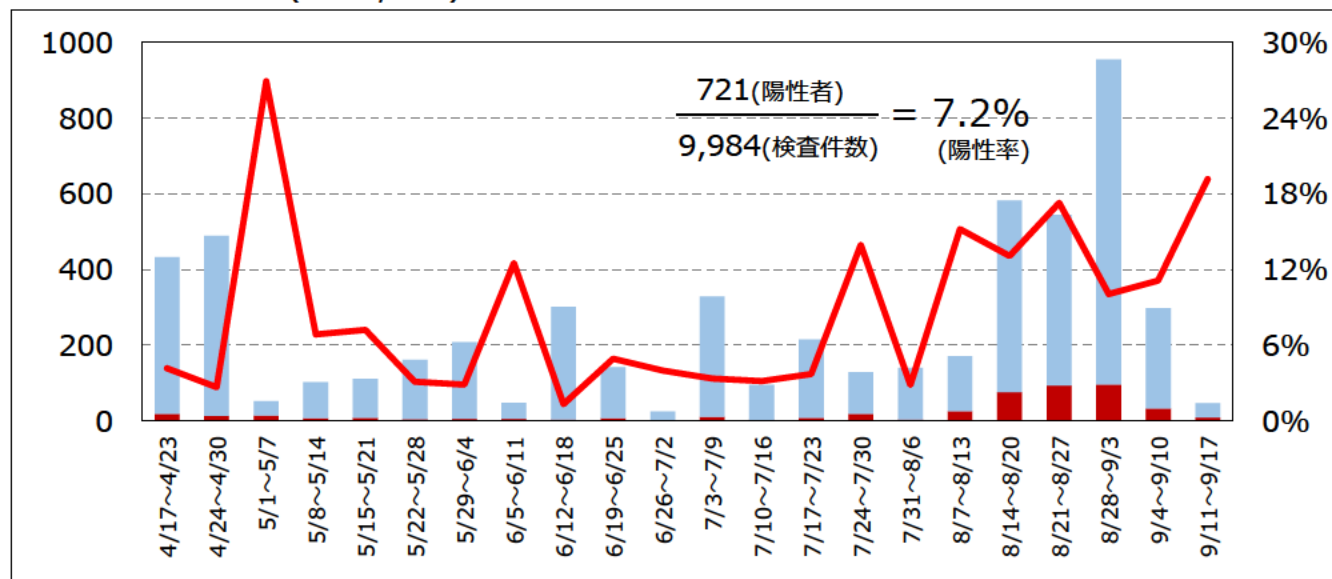
全体陽性率(n= 22,970)



疑い例検査陽性率 (n= 12,986)

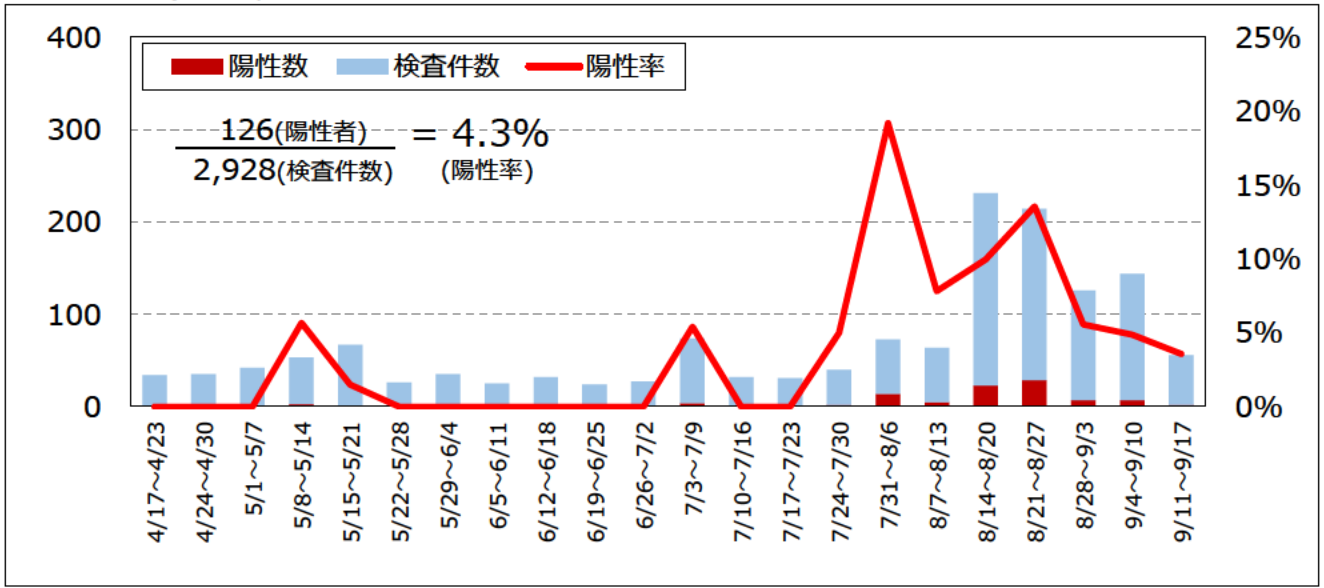


接触者検査陽性率 (n= 9,984)

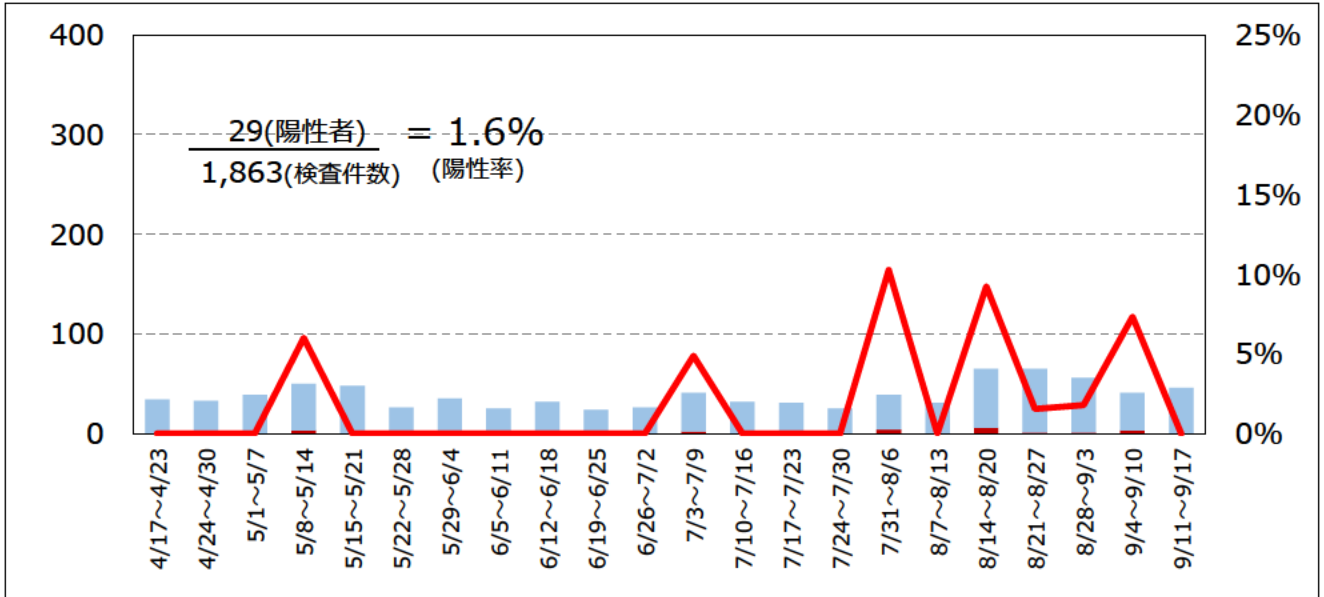


尾鷲保健所管内検査件数・陽性率 (n=2,928)

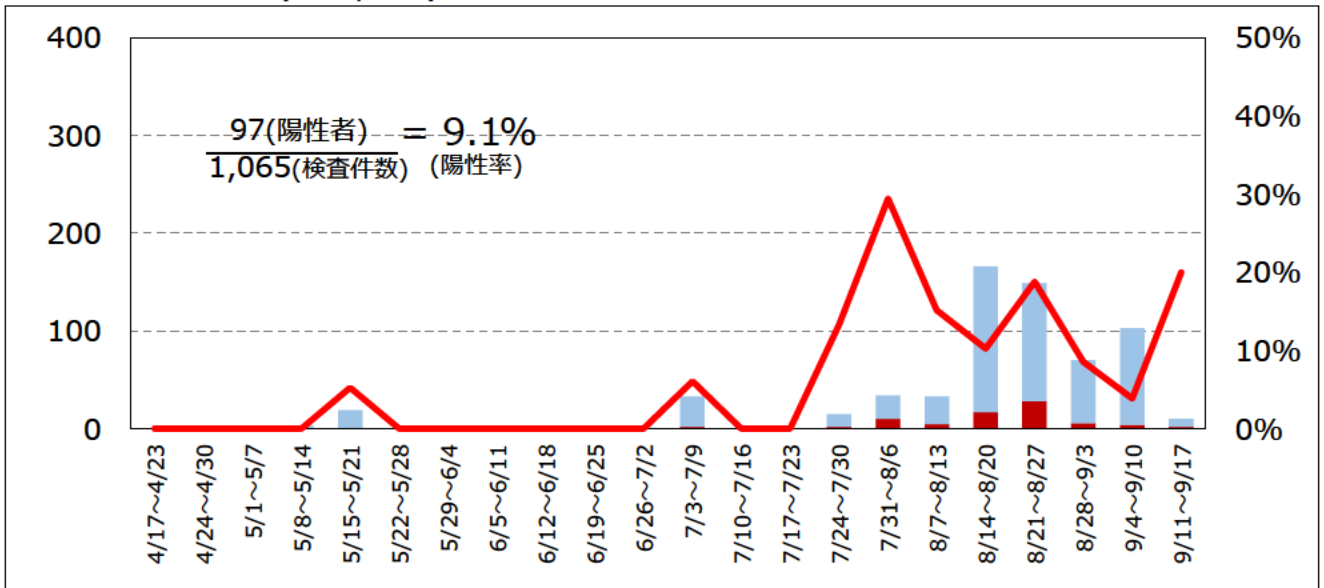
全体陽性率 (n= 2,928)



疑い例検査陽性率 (n=1,863)

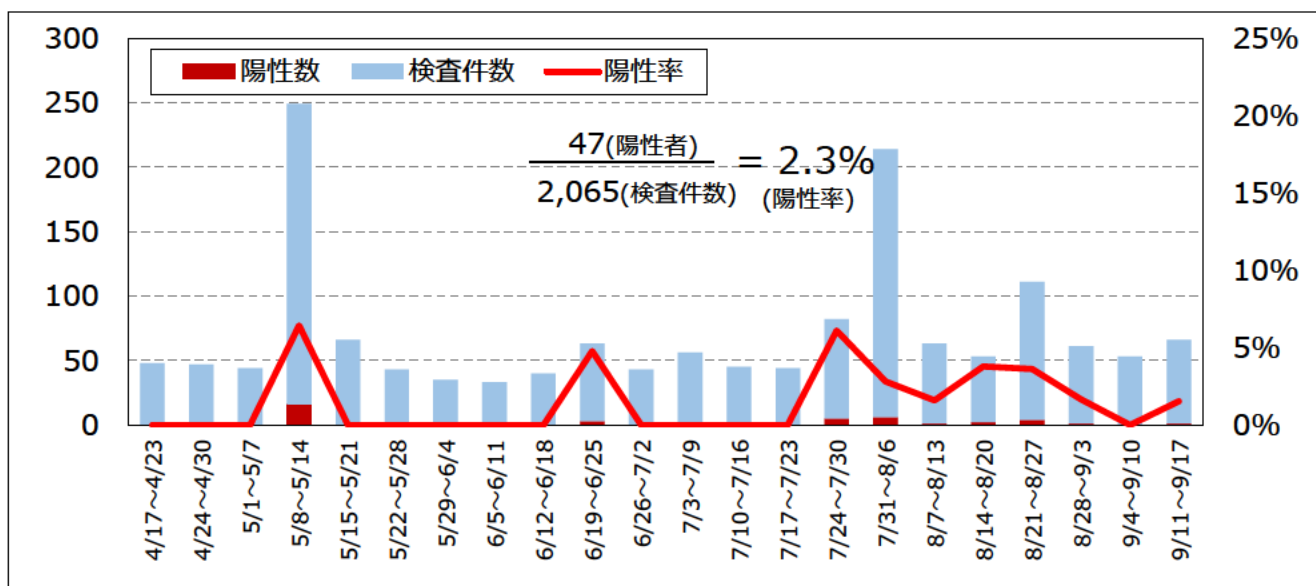


接触者検査陽性率 (n=1,065)

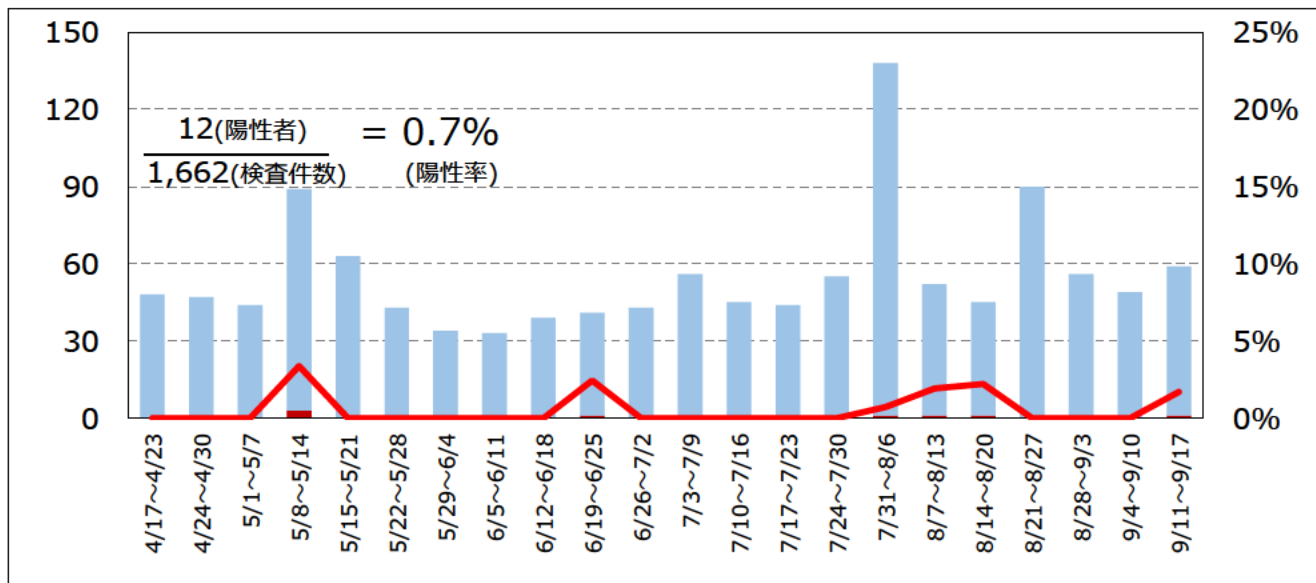


熊野保健所管内検査件数・陽性率 (n=2,065)

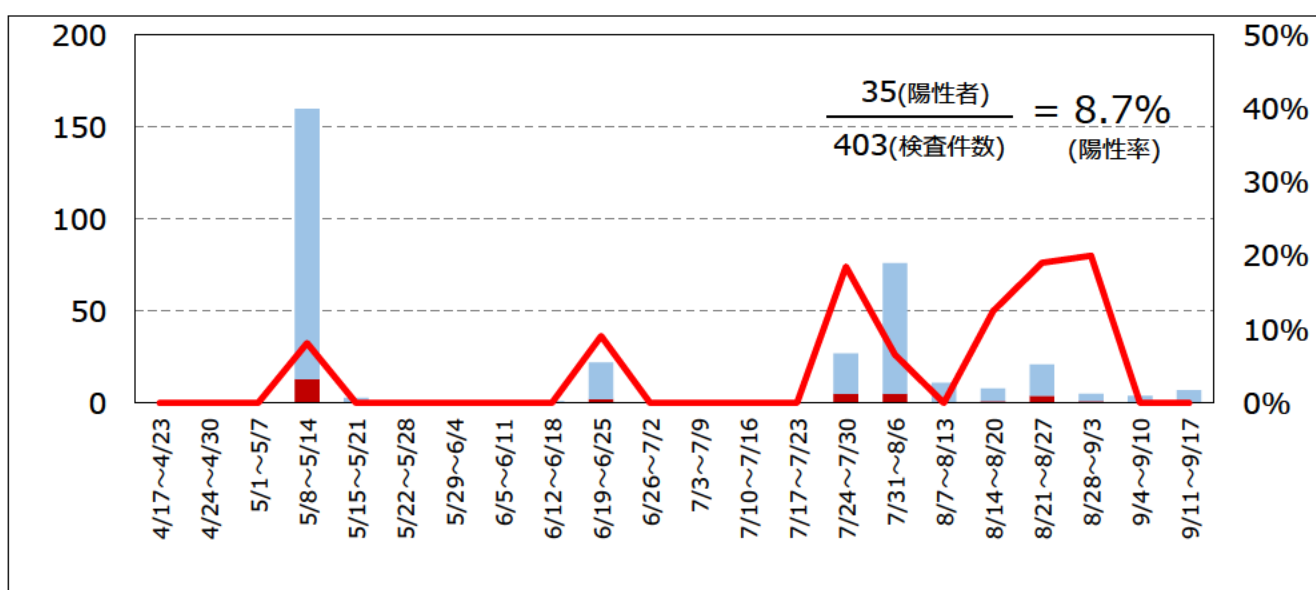
全体陽性率(n= 2,065)



疑い例検査陽性率 (n=1,662)



接触者検査陽性率 (n=403)



三重県リバウンド阻止重点期間

令和3年10月1日（金）～14日（木）

7月下旬から増加し始めた感染者数は8月に入り爆発的に増加し、8月26日には515人となるなど、過去最大の感染拡大の波となりました。感染者の急増とともに、入院される方、重症の方も増加、自宅で療養いただく方も最大で4,000人を超えるなど、医療機関、保健所にかかる負荷はこれまでにないものとなり、感染拡大を食い止めるため、「三重県緊急警戒宣言」「三重県まん延防止等重点措置」さらには「三重県緊急事態措置」と対策を強めてまいりました。

こうした厳しい措置への県民の皆様のご協力により、9月以降感染者数は大きく減少し、モニタリング指標等も着実に改善傾向にあることから、「三重県緊急事態措置」は、9月30日をもって終了させていただきます。県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策をしっかりと行っていただいたおかげであり感謝を申し上げます。また、最前線で命を救うため、ご尽力をいただきました医療機関の皆様に改めて感謝を申し上げます。

過去に例のない最悪ともいえる感染爆発の状況は脱したものの、依然として入院されている方や宿泊施設、自宅等で療養されている方も多く、医療提供体制には多くの負荷がかかっています。今はまだ予断を許さない状況であり、第5波を完全に収束させるために対策を続けなければなりません。そのため、

10月1日（金）から10月14日（木）まで 「三重県リバウンド阻止重点期間」

と位置づけ、対策を行ってまいります。対策は県下全域で実施しますが、地域の感染状況に応じ、段階的に措置内容の緩和を行います。

【実施区域】県全域

【対策強化区域】四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市

なお、感染状況に応じ早期に終了することも検討いたします。

引き続きの要請となり、大変心苦しい限りですが、県としても、ワクチン接種を着実に進めるとともに、今後の感染拡大に向けた医療提供体制の検討、これまでの厳しい措置により大きな影響を受けた事業者の皆様への支援などに、引き続き取り組んでまいります。

県民の皆様におかれましては、第5波を確実に収束させ、第6波を起こさない、起きたとしても小さく抑えるためにも、感染が収まりつつある中ではありますが、改めて日常生活において感染防止対策を徹底いただくようお願いいたします。

令和3年9月28日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ

①移動について

- 外出や移動の際には、混雑している場所や時間を避けて、少人数で行動してください。また、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を避けるようお願いします。
- 県境を越える移動の際は、飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域への移動は生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。また、それ以外の地域への移動についても感染防止対策を徹底し、ワクチン未接種の場合は、検査を受けていただくなどの対策をお願いします。

【以上について特措法¹第24条第9項に基づく協力要請】

②感染防止対策の徹底

- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まります。バーベキューやキャンプなど屋外であっても、大人数・長時間の飲食は避けてください。
【特措法第24条第9項に基づく協力要請】
- 飲食の場面では、少人数・短時間の飲食であっても、会話の際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」を実践するなど、特に飛沫感染に注意した感染防止対策を徹底してください。
- ワクチンには新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められていますが、ワクチン接種を2回済ませていても感染した事例も確認されていますので、ワクチン接種を終えた方も、マスク着用、手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止対策を実施してください。
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- Go To Eat食事券の利用は、テイクアウト、デリバリーを除き、控えてください。

2. 県外の皆様へ

- 飲食店への営業時間短縮要請を行っている地域など、感染者が多数発生している地域にお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。
- その他の地域にお住まいの方についても、三重県への移動の際は、感染防止対策を徹底し、ワクチン未接種の場合は検査を受けるなどの対策にご協力をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法。なお、特に記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。（「2.県外の皆様へ」を除く）

3. 事業者の皆様へ

① 飲食店等の営業時間短縮等

○感染の入口となる場面を少しでも減らすとともに、人流を抑制し、接触機会を低減するため、対策強化区域内の飲食店²において、営業時間を20時までに短縮するよう要請します。(20時から翌日5時までは営業を行わないよう要請します。)

なお、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」(飲食店向け)の認証を取得している飲食店については、営業時間を21時までとする緩和措置を受けることができます。また、緩和措置を受ける場合は、同一グループの同一テーブルへの案内は原則4人以内としてください。

期間中、時短要請に全面的にご協力いただいた県内の飲食店を対象に、協力金を支給します。(要請への協力状況を確認するため、現地調査を行いますのでご協力をお願いします。)

要請区域 【対策強化区域】	営業時間短縮要請等	
	飲食店	「あんしんみえリア」 認証店の緩和措置
四日市市 鈴鹿市、亀山市 津市	営業時間:20時まで	営業時間:21時まで

- 対策強化区域において、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。
- 飲食を主として業としていない店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合は、換気の確保等、感染対策を徹底してください。
- 飲食店において「入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導」、「発熱している方や感染防止対策(マスク、手指消毒など)を行わない方の入場を避けていただく」「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった特措法施行令第5条の5各号に掲げられた感染防止対策を実施してください。
- 対策強化区域内の食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場においては、営業時間を20時までに短縮するよう要請します。また、カラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請します。ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)において結婚式を行う場合も同様としてください。

【以上について、特措法第24条第9項に基づく協力要請】

² 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

- 対策強化区域の建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の別紙 1 に記載の施設においては、人流の抑制、接触機会の低減のため、営業時間を 20 時までとするなど可能な限りの対策をご検討いただくようお願いします。
- 集客施設（別紙 1 に記載の施設）においては、入場者の整理等により、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくようお願いします。
- 飲食店や観光施設においては、お客様の安心を確保するために、感染防止対策の認証制度である「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。また、併せて県の接触確認システムである「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。

②感染防止対策の徹底

- 業種ごとに作成されている感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、休暇中など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。
- 社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。特に県外との往来が多い若い世代の方をアルバイト等で雇用されている事業所においては対策を徹底してください。
- 高等教育機関等においては、自宅や屋外であっても「大人数や長時間となる飲食」の場を避けるなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
- 小規模な福祉施設や通所事業所等においては、改めて感染防止対策を徹底いただき、「持ち込まない」「広げない」ための対策をお願いします。

【以上について、特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、人流抑制に向け在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、地域や業務の特性もふまえて出勤者の5割削減に取り組んでください。
- 県外への出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について、周知徹底、感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所に対しては指導監督をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人従業員の方に対しては、丁寧に周知をお願いします。また、地方出入国管理局等の窓口においても啓発を強化するとともに、外国人技能実習機構等を通じた情報発信の充実をお願いします。

4. イベント開催について （イベントの開催基準のみ、適用期間は10月30日（土）まで）

県内で開催されるイベントについては、別紙2に記載の感染防止策を徹底し、参加人数は以下の表の（ア）（イ）のうちいずれか少ない人数を限度とするよう要請します。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(ア)人数上限	(イ)収容率上限	
○収容定員 20,000 人超の場合 ⇒ 10,000 人	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント	大声での歓声・声援等が想定されるイベント
○収容定員 10,000 人超 20,000 人以下の場合 ⇒ 収容定員の 50%	〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕	〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等〕
○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人	飲食を伴うが発声のないもの 100%以内	50%以内
○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 10,000 人	収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける

大声での歓声、声援等がないことの判断については、実態に照らして、個別具体的に判断するものとします。

5. 偏見や差別の根絶について

- 感染された方やそのご家族、治療にあっている医療従事者、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方等が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などの接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。

別紙 1

施設の種類	施設例
劇場等 (第 4 号)	劇場、観覧場、演芸場 映画館、 プラネタリウム 等
集会場等 (第 5 号) (第 6 号)	集会場、公会堂 展示場、貸会議室、 文化会館、多目的ホール 等
ホテル等 (第 8 号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)
博物館等 (第 10 号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 (図書館を除く)
運動施設及び 遊技場 (第 9 号)	体育館、スケート場、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、屋内・屋外 テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、 ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等
	マージャン店、パチンコ店、 ゲームセンター 等
遊興施設 (※) (第 11 号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、 場外車券売場 等
物品販売業を営 む店舗 (第 7 号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等 (生活必需物資を除く)
サービス業を営 む店舗 (第 12 号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 (生活必需サービスを除く)

施設の種類 () 内は特措法施行令第 11 条各号を表しています。

※遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当見込まれる施設は、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されていることを前提に、営業時間短縮については協力依頼の対象外とします。

別紙2 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保 （グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保 （最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可 ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙（続き）

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる） ・ 合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</p> <p>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保（区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等） ②密集の回避（混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等） ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

1 医療提供体制等

入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで、病床の効率的な活用を促進し、必要な方が確実に入院できる体制を維持していきます。

(1) 患者受け入れ病床の確保

- 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、8月25日に患者急増時の緊急事態に備えた追加的な病床として31床増の467床を確保しました。さらに、8月30日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき県内全病院に病床確保等の要請を行った結果、新たに新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる2病院を含め、緊急的な体制として、9月13日までに重症者用病床7床を含む46床を増床し、513床の病床を確保したところです。感染状況をふまえ、各医療機関と調整のうえ、10月1日以降は従来の体制に戻すとともに、今後の感染拡大に備えた医療提供体制について検討を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症の回復患者については、現時点で、後方支援病院は48病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42施設において受入可能としています。

(2) 宿泊療養施設・臨時応急処置施設の確保

- 宿泊療養施設における入所者の健康管理体制を充実させるため、抗体カクテル療法等が行えるよう体制を整備し、入所者を対象として実施しています。また、新たな宿泊療養施設の確保については、今後の感染拡大に備え、10月中旬の運用開始に向けて、関係者との調整、資機材の整備や医療従事者の確保など必要な取組を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症患者の救急医療体制を確保するため、既存の宿泊療養施設内に入院待機者や症状が悪化した自宅療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与や点滴等の必要な処置を行う臨時応急処置施設を設置しました。今後は、感染拡大期における運用開始に向け、10月中旬を目途に、中長期的に対応できる新たな施設の確保等を進めます。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- 急増する自宅療養者へのフォローアップ体制を万全なものとするため、医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体と連携した「自宅療養フォローアップセンター」を感染者数が多い地域の保健所に設置し、郡市医師会などの協力による往診など、療養者に寄り添ったきめ細かなフォローアップを実施しています。
- 感染が確認された妊婦に対して、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的

な支援を行う体制を整備しました。

- ・ 自宅療養に必要な貸与用パルスオキシメーターや生活物資の調達を適切に進めます。

(4) 保健所機能の充実

- ・ 患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、各庁舎内の他部署職員による支援体制の拡充や、外部委託の活用などさらなる充実を図っていきます。
- ・ 人的支援の拡充や「自宅療養フォローアップセンター」の設置等により、積極的疫学調査に注力できる体制を整備するとともに、民間検査機関も活用することで、濃厚接触者等への検査を確実に行っていきます。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・ 医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- ・ 高齢者を対象とした住民接種について、当初予定していた7月末までに完了するという目標は達成できました。
- ・ 接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合や高齢者に次ぐ優先接種等の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- ・ 妊娠中の方に対するワクチン効果に係る啓発を行うとともに、妊婦及びその同居者が優先的に接種を受けられるよう、引き続き市町に働きかけます。
- ・ 三重大学医学部附属病院に開設した「三重県アストラゼネカ社ワクチン接種センター」において、18歳以上で他の新型コロナワクチン含有成分へのアレルギーがある方や、すでにアストラゼネカ社ワクチンを1回接種された方などに接種を行っています。
- ・ 武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を、9月25日から県内2か所（ツッキードーム（津市）、四日市市総合体育館）に開設し、海外や他の都道府県で1回目接種後に移動が必要となった方など2回目を未接種の方や妊婦及び同居家族等の方、12歳以上で接種を希望される方への接種を行っています。さらに、若年層の接種を推進するため、四日市市総合体育館集団接種会場において、接種日を追加し、12歳から29歳までの方を対象に接種を行います。また、会場運営においては、通訳を配置するなど、外国人住民や障がいのある方にもワクチン接種を受けていただきやすい環境整備を行っています。
- ・ ワクチン接種を希望する全ての県民の方の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みます。
- ・ 外国人住民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」を運営し、多言語による予約支援や相談対応を行っています。
- ・ 県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、副反応に関する質問や相談に24時間多言語で対応する相談窓口を開設しました。
- ・ 職域接種については、国からの供給状況にあわせて接種を進められるよう引き続き支援していきます。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」（多言語対応）

電話 059-224-3326 24時間対応（夜間、土曜日、日曜日、祝日含む）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しています。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につながるよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。
- ・重症化リスクのある方が多数いる場所・集団（医療機関・高齢者施設・障害福祉施設）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、施設への配布が円滑に進むよう配布先の集約を行っています。また、感染拡大が懸念される保育所等や放課後児童クラブ、認定こども園等を配布対象に追加し、順次配布を行っています。
- ・感染者を早期発見し感染拡大防止を図るため、商業施設等やホームページで案内し、インターネット等を通じて申込を受け付けPCR検査キットを配布することにより、若い世代を含め、希望する県民の方に対して、幅広く無料で検査できる機会を提供します。

（2）社会的検査の実施

- ・感染者の早期発見、クラスターの発生予防を図るため、集団感染等のリスクが高い施設等の従事者を対象とした社会的検査を、県内全域の障害福祉施設（入所施設・通所系事業所）を対象として9月から11月末まで実施します。

（3）クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した封じ込め対策の立案

や感染経路の解明を進めます。

- ・施設内でクラスターが発生した場合の対応事例を知り、適切な感染対策について施設職員等が学ぶため、医療機関・高齢者施設・障害福祉施設向けの感染防止対策の研修会を4月から6月に開催しました。また、企業内でもクラスターが発生していることから、事業所向けセミナー等の場を活用して、感染防止対策の共有を図ります。
- ・小規模な福祉施設や通所事業所等でのクラスター発生を踏まえ、市町や関係団体等と連携し、改めて感染防止対策の徹底に係る注意喚起を行うとともに、研修会の動画配信や抗原定性検査キットの積極的な活用を促進します。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体について、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等を含む変異株の検査を実施しています。
- ・県保健環境研究所において変異株のゲノム解析を行えるよう、国立感染症研究所から貸与される解析機器（次世代シーケンサー）に加え、新たにより高い精度で解析可能な解析機器（次世代シーケンサー）を導入するなど、解析体制の強化に取り組みます。

(5) 事業所への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体等と連携・情報共有して実施しています。
- ・外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナー等において、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけていきます。

(6) 要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施しました。引き続き、営業時間短縮要請に応じていただいていない飲食店¹への働きかけを行っていきます。

(7) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体にホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して

¹ 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

啓発を実施します。

- ・「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスティングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行っています。
- ・感染者発生時には保健所への通訳派遣を迅速に行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。
- ・感染防止対策の周知・啓発のため、外国人が入居する県営住宅において、多言語（スペイン語、ポルトガル語等）のポスターを掲示しています。

（8）障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

（9）県立学校における対応

- ・県立学校は、10月1日からは通常授業としますが、引き続き感染症対策と健康管理を徹底しながら、教育活動を実施します。
- ・児童生徒が近距離で行う学習や運動など、感染のリスクが高い教育活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施します。
- ・在宅学習の期間が長くなったことによる心のケアが必要な児童生徒に対しては、個別面談やカウンセリングなどの対応をきめ細かに行います。
- ・三重県リバウンド阻止重点期間に予定されていた運動会、体育祭、文化祭は延期を検討しますが、実施する場合は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動は見合わせるなど、感染防止対策を改めて徹底します。
- ・部活動の再開に際しては、試行的に三重県リバウンド阻止重点期間の前半は自校内の活動とし、期間の後半は県内のみかつ昼食を伴わない午前または午後のみを練習試合などを実施できることとします。

（10）地域のスポーツ活動における感染対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、注意喚起を行っています。

（11）感染防止対策等の周知

- ・道の駅、サービスエリア等において、感染防止対策を周知します。
- ・秋の観光シーズンに多くの人が集まる箇所周辺の道路等において、感染防止対策を周知します。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲

酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行っています。

- ・ 県民の方からいただいた提案を事業化する「みんなつく予算」により、若年層をターゲットにした動画を作成し、感染防止対策やワクチン接種を呼びかけていきます。

(12) 広報の強化

- ・ 「三重県リバウンド阻止重点期間」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・ 新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・ 道路情報板への掲載
 - ・ 県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ ホームページ、SNSの活用
- ・ 市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼しています。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算、5月補正予算、6月補正予算、8月補正予算及び9月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

【飲食店時短要請等協力金】

- ・ 対策強化区域において、営業時間短縮要請等に全面的に協力していただいた事業者に対し、国の基準に基づき協力金を支給します。

※飲食店時短要請等協力金の支給要件

- ・ 対策強化区域内において、通常の営業時間が20時を越える飲食店が、20時まで営業時間を短縮すること
- ・ 対策強化区域内の通常の営業時間が20時を越え21時までの「あんしんみえリア」認証取得飲食店が、20時まで営業時間を短縮すること
- ・ 対策強化区域内の通常の営業時間が21時を越える「あんしんみえリア」認証取得飲食店が、21時まで営業時間を短縮すること（20時まで営業時間を短縮する場合も支給対象）

(参考) 対策強化区域

四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市

- ・ 4月26日から6月20日まで（四日市市の飲食店については6月30日まで）を対象期間とした時短要請協力金については、ほぼ支給決定を終えました。引き続き

き、特例申請分に対する支給事務の迅速化に取り組みます。

※飲食店時短要請協力金の支給状況（令和3年9月27日現在）

第1期（4/26～5/11）申請 5,729 件、支給決定 5,723 件（決定済率 99.9%）

第2期（5/9～5/31）申請 5,737 件、支給決定 5,673 件（決定済率 98.9%）

第3期（6/1～6/20）申請 5,772 件、支給決定 5,392 件（決定済率 93.4%）

・ 8月14日から9月30日までを対象期間とする第4期の時短要請等協力金について、10月1日から申請受付を開始します。

・ 8月30日から9月17日まで申請を受け付けた第4期分に係る早期支給について現在、迅速な支給に努めています。

※早期支給の支給状況（令和3年9月27日現在）

申請 2,009 件、支給済件数 1,857 件

・ 申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【集客施設時短要請等協力金】

・ 8月20日から9月30日まで、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に基づき実施している大規模な運動施設・商業施設及びテナント等に対する営業時間短縮要請、並びに食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対する休業要請に、全面的に協力していただいた事業者に、協力金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。

「三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口」

電話番号 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【地域経済応援支援金】

・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響を受け、8月、9月の売上が減少した幅広い事業者（※）に対し、売上減少率に応じて、中小法人等は月額で最大10～30万円、個人事業者等は月額で最大5～15万円の支援金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。

※対象事業者

飲食店、カラオケ喫茶、農業・漁業者、生活関連サービス業など、以下のような事業者を対象とします。

<飲食関連事業者>

飲食店、結婚式場、食品加工、卸売、農業、漁業、運転代行、カラオケリース、生花店 等

<外出自粛関連事業者>

カラオケ喫茶、宿泊業、タクシー、土産物店、学習塾、ガソリンスタンド、キッチンカー、イベント業、スポーツジム、理美容、貨物運送、広告業 等

【酒類販売事業者等支援金】

- ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業等の影響を受け、8月、9月の売上が減少した酒類販売事業者等に対し、売上減少率に応じて、中小法人等は月額で最大20～60万円、個人事業者等は月額で最大10～30万円の支援金を支給します。10月1日から申請受付を開始します。
- ・酒類販売事業者等を対象とした支援金については、現在、5月及び6月の上乗せ支給の申請を9月30日まで受付しています。また、地域経済応援支援金も含め相談窓口を設置しています。

「三重県地域経済応援支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」

電話番号 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【観光事業者支援金ほか】

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給しています。申請受付期間は当初6月21日から8月31日までとしましたが、申請状況を踏まえ、9月30日まで延長しました。9月24日時点で586件の申請を受け付け、481件支給済みです。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されてきましたが、12月までは、特に業況の厳しい企業への配慮として助成率の維持が予定されていることや、最低賃金の引き上げを行った事業所には休業規模要件が撤廃されるなどの緩和措置が予定されていますので、こうした情報が事業者に行き届くよう周知を行っていきます。
- ・一方、雇用調整助成金の特例措置は今後縮減の傾向にあることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間で行う雇用シェアが県内企業で活用が図られるよう、「みえ労働力シェアリング支援拠点」から県内企業に働きかけを行うとともに、在籍型出向を行った事業所に支給される「産業雇用安定助成金」について周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を創設し、5月11日に運用を開始し

ました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は9月27日で788店舗となりました。

- ・10月1日から10月14日まで、対策強化区域内の認証取得店に対して、営業時間短縮要請等の緩和措置を実施します。
- ・8月2日から開設した専用ホームページでは各認証店舗の感染防止対策を紹介しており、市町別や料理のジャンル別に認証店舗を検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、申請があった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の迅速化に取り組みます。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日から運用を開始しました。申請件数は9月24日時点で699件の申請を受け付け、429施設を認証しています。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金について、第2期分の申請を10月31日まで受付しています（先着順）。
- ・感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けるとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助について、6月21日から申請を受け付けています。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行っています。7月12日から受付を開始し、9月24日時点で193件の申請を受け付け、72件交付決定しています。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・県内の中小企業・小規模事業者がウィズコロナ時代に対応していけるように、県内外の数多くのビジネスモデル事例を掲載した「事業再構築ガイドブック」を10月中旬に公表します。また、10月から11月にかけて事業再構築に関するセミナーを県内で5回、対面とオンライン形式のハイブリッドで実施するなどして、中小企業・小規模事業者の事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

- ・県内企業のDXを推進するために新たに設置した「デジタルものづくり推進拠点」において、データに基づく思考方法を身につけるDX寺子屋塾を開講し、デジタル技術を最大限に活用した生産性向上や競争力強化を図っています。
- ・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」の機能強化を図るとともに、同サイトを活用した送料支援キャンペーンを10月6日まで実施するほか、プレゼントキャンペーン等も10月中旬に

予定しています。

- 「みえ得トラベルクーポン」事業については、現在、停止中ですが、感染状況が落ち着き次第実施し、県内観光事業者の支援に取り組みます。
- テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業を募集しています。

新型コロナウイルス感染症 拡大防止に向けた 『三重県指針』 ver. 1.2 【別冊】

イベントの開催基準等

1 適用期間

以下に示すイベントの開催基準等の適用期間は、次のとおりとします。

令和3年10月1日（金）から10月30日（土）まで

なお、10月31日以降の取扱いについては、国の方針を踏まえて改めてお示しします。

2 イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にスマートフォンにインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者等から、感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には、積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則としてマスクを着用し、人と人との距離を確保するなど『新しい生活様式』に基づいて行動するほか、入退場時、休憩時間や待合場所も含めて基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 主催者の存在しない季節の行事や祭り、花火大会、スポーツ観戦などに参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

3 イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

(1) イベント開催の基準

イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催できるものとします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行ったうえで、以下に示す人数等を上限としてイベントを開催してください。

- ※ 入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「(2) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。
- ※ イベント主催者及び施設管理者の双方が別紙1およびガイドラインに則った対策を行っていないイベントの場合は、参加人数5,000人以下かつ、屋内（屋外であっても座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合を含む）では収容率50%以内、屋外（屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合を含む）では人と人との距離を十分に確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

◇ 開催規模について、次の（ア）（イ）の人数のいずれか少ない人数を限度とします。

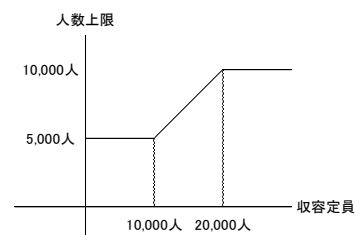
【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

(ア) 人数上限	(イ) 収容率上限	
<p>○収容定員 20,000 人超の場合 ⇒ 10,000 人</p> <p>○収容定員 10,000 人超 20,000 人以下の場合 ⇒ 収容定員の 50%</p> <p>○収容定員 10,000 人以下の場合 ⇒ 5,000 人</p> <p>○収容定員が設定されていない場合 ⇒ 10,000 人</p>	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント (クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等)</p> <p>飲食を伴うが発声のないもの</p> <p style="text-align: center;">100%以内</p> <p>収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるイベント (ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等)</p> <p style="text-align: center;">50%以内</p> <p>収容定員がない場合は十分な間隔 (1m以上) を空ける</p>

(ア) 人数の上限

収容定員が設定されている場合、「5,000 人または収容定員の 50%のいずれか大きい方」または「10,000 人」のいずれか小さい方を上限とします。

なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000 人以下で開催してください。



(イ) 収容率の上限

「別紙 2『各種イベント例』」を参考に、大声での歓声・声援等の有無により次の収容率を上限とします。

○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙 1 の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の 100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので別紙 2 に記載の条件がすべて担保される場合は「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙 1 に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の 50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の 1 席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5 名以内）で前後左右の 1 席は空けてください。結果として 50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

- ※ 大声での歓声・声援等の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声・声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。
- ※ 映画館における上映等については、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合には、飲食を伴うものの「大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント」と同様の取扱いとします。

(収容率上限の緩和)

別紙2において「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」に分類されるイベントであっても、主催者等がイベントの特性に照らして大声での歓声や声援が想定されず収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、下記の条件を満たすことにより収容率上限を100%とすることができます。(主催者等がこれまでに大声や歓声等のないイベントを開催したことが無い場合は除く)

なお、参加人数が1,000人を超える場合は、事前に県へご相談ください。

・次の資料を作成のうえ、それらをHP等で公表するとともに、イベント終了から1年間保管してください。

(参加人数が1,000人以下の場合は県へ提出する必要はありませんが、大声・歓声等の発生等の問題が生じた場合には提出を求めています。)

① 次のことを示す過去1年間の実績資料

- 食事を伴わないイベントであること
- 大声・歓声等が発生しないイベントであること

(i) 当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催実績がある場合

- a) イベントの特性
- b) 大声・歓声等を防止するための十分な対策内容等
- c) 大声・歓声等がなかったことを示す音声または動画等がある場合はそのデータ

(ii) 当該イベントと同じ出演者・チームによる過去のイベントの開催実績がなく、類似のイベントで大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合

- a) イベントのジャンル及び来場者層が当該類似イベントと同様であること
- b) イベントの特性
- c) 当該類似イベントにおける大声防止策と同種かつ十分な対策を講じることおよびその対策内容等
- d) 当該類似イベントで大声・歓声等がなかったことを示す音声または動画がある場合はそのデータ

② 別紙1「感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)」に記載されている対策の実施状況

③ 結果報告資料(イベント終了後)

(2) 祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、(1)にかかわらず、適切な感染防止対策(発熱等の症状がある者の参加自粛、「密」の環境の回避、行事の前後の「密」の環境が生ずる交流の自粛等)を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。
- イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。
- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「密」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が他の人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用も呼びかけていただくようお願いします。

(3) イベント開催にあたっての県への事前相談

全国的な移動を伴うイベント、参加者が1,000人を超えるイベントなどを開催する場合は、必要に応じて相談に応じます。その場合、イベント主催者等は、遅くともイベント開催の2週間前までに、下記資料を三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に提出をお願いします。

なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行うことができます。

(県への相談の際の提出資料)

- ・ イベントの計画書等
- ・ 別紙1「感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)」に記載されている対策の実施状況を示すもの
- ・ 実績報告資料(イベント終了後に提出)

その他、イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合にも、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話:059-224-2352 メール:kansenta@pref.mie.lg.jp

9:00~17:00 ※月~金(祝日除く)

別紙 1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ <u>収容率が 50% を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可</u> ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 1 (続き)

⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCoA)の利用奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</p> <p>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

別紙2 各種イベント例

大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇(競馬、オートレース)
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※ 上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※ イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

【飲食を伴うものの発声がないイベント】(映画館における上映等)

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気(二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること)
- ・飲食時間の短縮(長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める)

令和3年9月28日

総務部

本庁舎2階における新型コロナウイルス感染症（クラスター）の発生に係る検証

1 趣旨

本庁舎2階において、11名（9月11日（土）公表時点）の感染者が発生するとともに、それに伴い、県内110事例目のクラスターが発生しました。

昨年12月の雇用経済部のクラスター発生後、感染防止対策について検証等を行い、全庁で共有を行ったほか、職員にはコロナ対策本部が策定する「三重県指針」の改定等とあわせて、都度、感染状況に応じた内容の感染防止対策の徹底を行ってきたところです。

しかしながら、今回、改めて各部局の取組の検証の中で、感染対策が十分でないところがあり、残念ながらクラスター発生となったところです。

【職場等における新型コロナウイルス感染症拡大防止における取組】

1 当初の取組

令和2年4月17日の全国一斉の緊急事態宣言、その後の「三重県指針」をふまえて、職場における「3つの密」の防止、「新しい生活様式」の実践例をふまえた職場の感染防止対策を徹底。

2 雇用経済部のクラスター発生後の取組（現在も継続している取組）

これまでの職場の感染防止対策の徹底に加えて、次の取組を実施。

雇用経済部のクラスター収束後も、雇用経済部の検証をふまえて、全庁で継続して取組を実施。

- ① 出勤前の検温、所属長への報告
- ② 職場の換気の徹底（放送に合わせて窓や出入り口ドアを開けて空気を入れ替える）
- ③ 共有部分の机、飛沫感染防止の亚克力板等の拭き掃除による消毒の徹底

3 三重県緊急事態措置をふまえた追加の取組

令和3年8月に、三重県が緊急事態宣言の対象地域となったことをふまえて、さらに、次の感染防止対策の取組を徹底。

- ④ 昼食時は、共有スペース（リフレッシュルーム等）での複数による食事を避ける。「黙食」の実施
- ⑤ 飛沫感染対策のため、トイレ等の共有スペースでの歯磨きの自粛

2 感染者発生・拡大の概要（本庁舎2階）

- 9月6日（月）子ども・福祉部1名、地域連携部2名、
デジタル社会推進局1名 陽性判明
- 9月7日（火）子ども・福祉部2名 陽性判明
- 9月8日（水）子ども・福祉部1名 陽性判明
- 9月9日（木）地域連携部1名 陽性判明
- 9月10日（金）地域連携部3名 陽性判明
- 9月11日（土）本庁舎2階クラスター発生

3 検証

本庁舎2階の3部局においては、職員一人ひとりに感染対策の徹底を図ってきたところです。

このこともあり、日々の体温測定及びマスクの着用、自席で昼食をとる際の黙食や、打合せスペースの亚克力板設置等の「基本的な感染対策」のほか、不要不急の出張のとりやめ、会議・研修の開催延期・オンライン開催による職員の「移動の抑制」等は、徹底して取り組んでいたところです。

一方で、感染症（クラスター）発生の原因について、3部局で検証を行ったところ次のような取組については十分でないところが改めて分かりました。

これら事象の組み合わせにより、今回、本庁舎2階でクラスターが発生した要因と考えられます。

（1）職場での感染防止対策

- 打合せスペースにおいて、都度、打合せ後の消毒が十分でないところがあった。
- 放送に合わせた窓、ドア等を開けての換気の実施が不徹底なところがあった。
- 職場への入退室等のフェーズ切替時において、手指消毒が十分でないところがあった。

（2）勤務体制（出勤者の削減及び接触機会の低減）

- 人流抑制のために在宅勤務、時差出勤勤務等を進めていたが出勤削減及び接触機会の低減が十分でないところがあった。
- 業務の都合上、長時間の対面による会議が開催される事例があったほか、会議中の換気が徹底されていなかった。

(3) 共有スペースの感染対策

- リフレッシュルーム等の共有スペースで、昼食時にマスクを外しての会話の事例があった。
- トイレ等の共有スペースでの昼食後の歯磨きを行う際、飛沫感染対策が不徹底であった。

(4) 県職員の感染拡大意識の欠如

- 体温測定を行い、熱がある職員は出勤を控えていたが、体調がすぐれない等の軽微な場合には、仕事の必要性から出勤している職員もいた。

4 今後の対策

今は、「誰が」、「いつ」、「どこで」、新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況です。

一方で、感染拡大によるクラスター発生により、県民の方々に、来庁の自粛などご心配、ご不便をおかけすることは、あってはならないことです。

クラスター発生により3部局で行った取組の検証をふまえ、各所属等において次の取組を再度徹底し、さらに定期的に取り組の点検を行うこととし、新型コロナウイルス感染症対策に全庁をあげて取り組みます。

【クラスター発生要因をふまえ、改めて徹底する取組】

(1) 職場での感染防止対策

- 打合せスペースにおいて、次のタイミングで机上、アクリル板等の消毒の実施。
 - ① 午前、午後の始業すぐ（来客、打合せ前）
 - ② ①のほか来客及び打合せ後
- 放送（9時、12時、15時）に合わせて、部局長室、執務室及び会議室等のドア、窓を開けての換気の徹底。
- 部局長室、執務室及び会議室等への入退室、外出先から戻った際など、フェース切替時に頻繁の手指消毒の徹底。

(2) 勤務体制（出勤者の削減及び接触機会の低減）

- 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の実施期間は、在宅勤務や時差出勤を活用して出勤者の削減、接触機会の低減を徹底。
- WEB会議を最大限活用し、各職員等が接触しないような会議、研修、打合せ等の一層の推進。特に情報伝達の対面会議、講義のみの集合研修等はWEB会議を活用（在宅勤務も活用）。

(3) 共有スペース（リフレッシュルーム、トイレ等）の感染対策

- 各部局総務課等において共有スペースルールの呼びかけ、張り紙等の作成。
 - リフレッシュルーム等の共有スペースで、会話しながらの食事の自粛（黙食の徹底、会話を行う際はマスクの着用を徹底）。
 - トイレ等の共有スペースでのうがい、歯磨きの飛沫感染対策の徹底。

(4) 職場で感染を広げない意識の徹底

- 朝晩2回の体温測定による体調管理の徹底。
- 平熱だが体調がすぐれない、昨夜の高熱が翌朝下がった等の軽微な場合でも「職場で感染を広げないため」に思い切って休む意識の徹底。職場において休める業務分担・雰囲気づくり。

(5) その他（マスクの着用）

- マスクの捕集効率は、布製やウレタン製よりも、不織布素材の方が高いことが示されている。すき間のないよう顔にフィットさせ正しく利用。

【各部局における定期的な取組点検】

今回のクラスターにおける検証の中で、本庁舎において取組が十分に行われていなかった点があったことをふまえ、各所属で、定期的に、チェックリストに基づき取組の点検を実施することとします。

各部局総務担当課長は、取組点検を行う責任者として、部局（本庁及び地域機関）内での感染拡大防止対策が適切に実施されているかを確認し、十分でない点を確認したときは、その都度対策を講じます。

こうした定期的な点検を通じて、今後も気持ちを緩めることなく、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととします。